

2025年版



田布施町
株式会社
サイネックス

田布施町

Tabuse Town Guide Book

暮らしの便利帳



田布施町
ガイド

5



いざという
ときのために

18



届出・登録・
証明・相談

24



税金・年金

30



保険・健康

33



介護・福祉

38



子育て・教育

46



暮らし・環境

54



議会・選挙

60



田布施町役場

61



生活ガイド

63

町役場へのお問い合わせは ▶▶

〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

☎0820-52-2111

開庁時間：平日・午前8時30分～午後5時15分
※土日・祝日年末年始12月29日～1月3日を除く



私たちの未来は

一本の線でつながっています。

一本の線が、技術をつなぎ、
人をつなぎ、時代をつなぐ。

CREATING AND PROVIDING RICH VALUE.

私たちがつくる一筋の線は、ステンレス鋼でできています。
美しく、錆びにくく、温度にも強い。

さまざまな特性を持つ線は、お客様のもとで姿形を変え、
生活を豊かにする様々なフィールドで活躍しています。
私たちの技術は、自動車、太陽光パネル、調理器具など、
人々の暮らしのすぐそばに息づいています。

私たちはお客様と共に進化し続けたいと思っています。

「より良い製品を安定して提供したい」

「お客様のご要望にスピーディーにお応えしたい」

「変化する時代に対応できるメーカーでありたい」

社員一人ひとりの想いは一本の線となり、
私たちの社会へ、未来へとつながっていきます。



NS 西日本ステンレス鋼線株式会社

〒742-1513 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷610

[E-mail] info@ns-sw.co.jp

[WEB] <https://ns-sw.co.jp>

[TEL] 0820-52-3185



発刊のごあいさつ

田布施町は昭和30年1月、1町3村の合併により誕生し、これまで多くの先人たちのご努力により、今年で70周年を迎えることとなりました。これまでも町民の幸せのため、本町の発展のため、様々な施策を展開してまいりましたが、この節目の年を新たなスタートと捉え、80年、100年と、素晴らしいふるさと田布施が更に発展していけるよう、私は、先人たちから受け継いだ「永遠のふるさと」を、これからの「未来」を担う子ども達に継承していくことを使命として、田布施町総合計画に掲げる「～いのち育み 未来へつなぐ～笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。



田布施町長
東 浩 二

さて、この度発刊いたしました「田布施町暮らしの便利帳」は田布施町において便利で快適な生活を送っていただけるように、役場の窓口での各種手続きや税金・子育て・福祉などの行政情報はじめ歴史・文化・特産品などの地域情報等、町民の皆様の暮らしに密接な関わりがある情報をまとめたものです。

発刊にあたりましては、田布施町と株式会社サイネックスとの官民協働事業として共同発刊いたしましたが、その費用は広告料でまかなっており、行政の財政負担を伴わず作成することができました。ご賛同をいただきました地元事業者の皆様には、厚く御礼申し上げます。

皆様には、この「暮らしの便利帳」を町のガイドブックとしてお手元に置いていただき、日々の生活にご活用いただければ幸いに存じます。

町 章



ひらがなの「た」の字を図案化したもので、円は平和を象徴し、両側の翼は将来に向かって大きく羽ばたく躍進と発展を意味するものです。(昭和35年1月1日制定)

町の木



クロガネモチ

田布施の山々に自生するこの木や花は、古くから人々に安らぎを与え豊かな人間性を育んできました。豊かな自然を愛し、青い空、花と緑に囲まれた美しい住みよいまちづくりを進めるために、町民憲章とともに、町内全戸を対象に行ったアンケートをもとに選考、制定されたものです。(昭和56年11月3日制定)

町の花



コバノミツバツツジ

この冊子は令和7年11月1日現在の情報を掲載しております。

法令等の改廃により内容が変わる場合がありますので、詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

田布施町では町制に関するお知らせや施設のイベントなどをパソコンで見ることができます。

<https://www.town.tabuse.lg.jp/>

田布施町役場 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
Tel 0820-52-2111 (代表) Fax 0820-53-0140

INDEX

広 告

YUUKI GROUP
田布施町大波野327-3 TEL.090-3889-0013

株式会社 ユウキ 総合建設業
ゆうきファーム 稲作農家

公共工事・民間工事の実績あり
農家の作った農業用ドローンにて農薬散布を行います!

見積無料



きつとあなたも好きになる



TAMS
espacio diferente
合同会社 坂本印刷
TEL 080-7028-0849

▼ご購入サイト



● 発刊のごあいさつ	1
● INDEX	2
● ライフサイクルINDEX	4



田布施町ガイド 5

▶ 田布施町公式LINEアカウント	5
▶ 笑顔あふれる70年 輝く未来 田布施町	6
▶ 田布施町空き家バンク制度について	8
▶ 移住・定住・子育て支援制度	9
▶ たぶせの魅力再発見	10
▶ マップ	10
▶ さくら	11
▶ 歴史・遺産	12
▶ 馬島	14
▶ イベント	15
▶ 特産品	16
▶ 予約型・定額乗合タクシー『のりーね』	17



いざという 18 ときのために

▶ 火事と救急	18
▶ 住宅用火災警報器を設置しましょう	19
▶ 休日当番医	19
▶ 万一のときの備え	20
▶ ハザードマップを確認しましょう	20
▶ 風水害に備えて	20
▶ PM2.5(微小粒子状物質)	20
▶ 田布施町防災・防犯メール配信 サービスをご利用下さい	21
▶ 田布施町避難所一覧	22
▶ 避難所マップ	23



届出・登録・証明・相談 24

▶ 戸籍の届出	24
▶ 住民登録の届出	25
▶ 窓口案内	25
▶ 印鑑登録	26
▶ パスポート(旅券)の申請および交付	27
▶ 各種証明書発行(手数料)	27
▶ 各種相談	29
▶ マイナンバーカードの申請・受取・更新等	29



税金・年金 30

▶ 町税の種類・納税について	31
▶ 国民年金	32



保険・健康 33

▶ こんなときは届出を	33
▶ 国民健康保険税	34
▶ 国民健康保険で受けられる給付	34
▶ あなたの生涯と医療保険	35
▶ 後期高齢者医療制度	36
▶ 後期高齢者医療保険料	36
▶ 保健事業	36
▶ 住民検(健)診	37



介護・福祉 38

▶ 介護保険制度	38
▶ 要介護認定までの流れ	39
▶ 介護保険サービス	39
▶ 介護予防・日常生活総合支援事業	40
▶ その他の事業	40

広 告

家族葬・自宅葬・寺院葬・斎苑葬・直葬

田布施・平生合同斎苑、上関斎苑、柳井市斎苑でのご葬儀予約承ります。



たいねん
お葬式は 諦念の **徳修社**
家族葬式場・安置所完備



代表 高木 康雄 ▲詳しくはこちら

田布施町大字大波野 1244-7 **☎0820-52-2104**

施工エリア

柳井市・田布施町・平生町・上関町

▶ 田布施地域包括支援センター	41
▶ 高齢者福祉	41
▶ 障がい者福祉	42
▶ 福祉医療費受給者証 (重度心身障害者用)の発行	42
▶ 障がいのある人へのサービス	43
▶ 生活保護	43
▶ 社会福祉法人 田布施町社会福祉協議会	44



子育て・教育 46

▶ 子育てサポートカレンダー	46
▶ こども家庭センター 『にこにこ田布施』	47
▶ 定期予防接種	48
▶ 母子保健事業	49
▶ 母子健康手帳	49
▶ 新生児訪問指導	49
▶ こんにちは赤ちゃん訪問	49
▶ 出生届	49
▶ たぶせ子育てアプリ	49
▶ 妊産婦・乳児一般健康診査	49
▶ 妊婦支援給付金	49
▶ 未熟児養育医療給付	49
▶ 産前・産後サポート事業	49
▶ 産後ケア事業	49
▶ 乳幼児子ども医療費の助成	50
▶ ひとり親家庭等医療費の助成	50
▶ 児童手当	50
▶ 児童扶養手当	50
▶ 特別児童扶養手当	50
▶ おむつ定期便事業	50
▶ やないファミリー・サポート・ センター	51
▶ 幼児健康診査	51

▶ 保育	52
▶ 学校教育	53
▶ 社会教育	53



暮らし・環境 54

▶ ごみ	54
▶ 上水道	56
▶ 取扱い金融機関	56
▶ 下水道	57
▶ 犬の登録・狂犬病予防接種	58
▶ 自治会加入	58
▶ 建物・土地・景観	59
▶ ふるさと寄附金	59



議会・選挙 60

▶ 町議会のしくみ	60
▶ 選挙権	60



田布施町役場 61

▶ 町役場の業務案内	61
------------	----



生活ガイド 62

▶ 生活ガイドINDEX	63
▶ 健康マップ	64
▶ 医療機関リスト	66
▶ 田布施町商工会	67
▶ リフォームの基礎知識	68
▶ 葬儀について	70
▶ 空き家の解体	72

広告

新築・リフォーム・耐震補強・不動産
幸せな暮らしに真心こめて

たかつき工務店
公式LINEでは
住まいのご相談も
24時間受付中!

たかつき工務店キャラクター
たかちゃん & つきちゃん

株式会社高月工務店
株式会社高月工務店一級建築士事務所
〒742-1504 田布施町川西1363-1
0800-200-1433

見積り無料
お気軽にご相談下さい

シロアリ駆除
スズメバチ駆除
ネズミ駆除

(株)アリプロ技研

〈本社〉周南市秋月2丁目8-3
直 通: 080-1921-8778
F・兼: (0834) 29-2355
〈田布施営業所〉田布施町麻郷島越251-4

広告

▶ コンクリート工事 ▶ 土 木 工 事 ▶ お 見 積 無 料

▶ 石垣補修工事 ▶ ブロック工事 ▶ おまかせください!

▶ 舗 装 工 事 ▶ フェンス・カーポート工事 ▶

株式会社 シマハラ 防災・減災についてもお気軽にご相談ください
TEL (0820) 53-0344 田布施町麻郷大字444-3



ライフサイクルINDEX

LIFE CYCLE INDEX

広告

OSHIMA SYOUKAI Mobility Service
株式会社大島商会

新車・届出済み未使用車・中古車・地域最大級
車検・修理・オイル交換・钣金・保険

カー用品 ジェームス 188田布施店
ショールーム2F

熊毛郡田布施町別府R188沿 大島商会 田布施 橋本

〒742-1514 田布施町別府1690-1 TEL:0820-55-5011

モノレール(急傾斜運搬機)の施工・管理
東洋ラック株式会社

山口県知事 許可(般-5)第20299号

営業品目
工業用モノレール
ボーリング工事一式
建築工事 新築・増築・リフォーム
足場工事
計器設置
金属工事
設備工事

田布施町大字川西89番地
TEL 0820-52-7070
FAX 0820-52-7090

P24. 出生届

P33. 国民健康保険

P49. 母子健康手帳

P49. 妊産婦・乳児
一般健康診査

P46. 子育てサポートカレンダー

P49. 母子保健事業

P50. 乳幼児子ども医療費の助成

P52. 保育

P53. 学校教育

P53. 社会教育



教養の豆知識 SDGsとは?

持続可能な開発目標 SDGs とは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



外務省HP「SDGsとは?」より加工編集して作成 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)



田布施町公式LINEアカウント

企画財政課企画係
52-5803

町から配信される災害情報の入手や警報の確認などに、町公式LINEアカウントを活用することができますので、ぜひ『友だち追加』をお願いします。

『受信設定』の登録について



▲(例)田布施町公式LINEアカウントのトーク画面

田布施町公式LINEアカウントを『友だち追加』したあとに、『受信設定』を完了することで、配信情報を受け取ることができるようになります。

『受信設定』登録方法

- ①LINEトーク画面に表示されるメニューの『受信設定』をタップする。(上の例のように表示されます。)
- ②町から受け取りたい情報を選択する。
- ③基本情報を入力する。
- ④『送信』ボタンをタップする。入力確認画面が表示されるので、確認画面下部の『送信』ボタンをタップし、登録完了となります。

※災害情報など緊急性のある情報については、一斉配信されることがあります。
※入力された情報から、個人を特定することはありません。



左記QRコードを読み取ると、田布施町公式LINEアカウントの『友だち追加』画面が表示されます。

『損傷報告』機能について



道路の異常などを町に通報できる『損傷報告』機能を使用する場合は、LINEトーク画面に表示されるメニューから『損傷報告』をタップし、通報時の注意点などを確認してください。

通報に必要な写真を撮影する際は、自身の安全を確保し、周囲に危険がないことを確認してください。

※通報された内容について、個別の返信は行いません。
※通報内容を確認後、経過観察の対応とすることがあります。
※業務時間外の通報(午後5時15分～翌午前8時30分)は、翌日の対応となります。開庁日の通報は翌日以降の開庁日に対応します。

みなさんの『友だち追加』
お待ちしております！



広 告



美しい地球とすべての生命のために……
環境の保護と、限られた資源の有効活用が
私たちの願いです。



株式会社ミツヤマ

取締役 密山 一雄

田布施営業所 熊毛郡田布施町大字川西字多賀195-2番
(中間処理場) TEL(0820)52-5012 FAX(0820)52-0598
会社アドレス mitsuyama@kk-mitsuyama.jp
本 社 山口県光市

総合解体業 土木工事一式
産業廃棄物処分業 許可番号 第3543041518号
産業廃棄物処分業 (最終処分 安定型埋立)
産業廃棄物処分業 (中間処理 破碎・再生・選別・焼却)

産業廃棄物収集運搬業 許可番号 第3513041518号
特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可番号 第3553041518号
真砂土販売(試験表あり)
再生砕石販売(試験表あり)

笑顔あふれる70年 輝く未来 田布施町



田 布施町が誕生

町村合併促進法の施行など政府の町村合併促進の動きと合わせて昭和28年11月に町村合併促進審議会を設置。昭和29年12月27日付官報に告示され30年1月1日に新生田布施町が誕生しました。

しかし29年度決算が赤字となり、発足早々財政再建という重荷を背負ってのスタートになりました。

兄 弟宰相の祝賀、 国体の開催で、町行政は軌道に

昭和32年、本町出身の岸信介氏が内閣総理大臣に就任。昭和35年には日米安保条約の要として日米安全保障条約の改定に踏み切るや国内で反対の声が飛び交い、反対運動のデモ隊が岸氏の生家に押し寄せる動きをしましたが町長をはじめ町民が一堂に会しデモを阻止。安保条約は無事成立しました。

昭和39年には佐藤栄作内閣が発足。岸氏に次ぐ兄弟宰相の実現に町内は祝賀ムードに沸きました。

生 活基盤整備の進展、広域的連携も本格化

昭和40年代は、上水道やゴミ処理施設など、生活基盤の整備が急速に進んだ時期。昭和40年には学校給食センターが開設され、小学校と中学校の給食が始まりました。

昭和45年には役場新庁舎が完成。機構改革も行われ、町民と役場を結ぶ窓口として町民課が新設されました。

農 村整備モデル事業を実施 町の表情が決まる

昭和46年の周南広域市町村圏への加入後は、産業が集積する圏央部に対するベッドタウンとしての町の性格を帯びてきました。

昭和51年度からは「農村整備モデル事業」を7カ年計画で実施。ほ場整備や排水施設、農道、公園、防火施設の整備など防火施設の整備が行われました。

昭和50年代に入って、町民のふるさと意識も定着し、町民共通のモラルとしての「町民憲章」と、「町木」「町花」の制定事業が進められました。

企 業誘致や住環境の整備

国内の高度経済成長とともに都市への人口流出が激しくなる中、米出工業団地を中心とした企業誘致や住環境の整備が進み、昭和50年代には人口が回復に転じました。

町 民と行政のまちづくり 生涯学習の機運が高まる

時代は平成に移り、ふるさと創生事業は、ふるさと振興を考える契機となりました。田布施町では町民と行政が一体となったまちづくりを推進するため、広く町民からアイデアを募集。同時に「田布施町地域活性化懇話会」を設立。「歴史と文化の里づくり」をテーマに、郷土館の整備を推進しました。その後町民グラウンドに照明施設の整備、田布施図書館新設など、生涯学習の基盤が整えられました。

広 告

電気設備工事・管工事・消防設備工事



城電気工業株式会社

田布施町大字下田布施2988

TEL 0820-52-2965(代) FAX 0820-53-0740





福祉基盤の整備と未来を担う人づくり 公共下水道の整備も進む

平成6年に田布施中学校の校舎・体育館の改築が完成。地域活動の多様化、個人の学習活動の高度化をふまえ、天体観測室やLL学習室など、コミュニティスクールの要素を兼ね備えました。

時を同じくして南周防大橋やさくら橋が開通し、周南広域農道も全線開通するなど町内外のアクセスが飛躍的に向上しました。

平成8年には福祉基盤の整備として特別養護老人ホーム「たぶせ苑」が完成。馬島にはキャンプ場や宿泊キャビン棟を備えた「のんびらんどうましま」が完成。アウトドア観光施設として町内外の交流に大きく役立っています。



土 地区画整理事業の完了、 笑顔と元気あふれるまちの実現

平成14年には田布施川の河川敷に「ふるさと詩情公園」、平成15年には中央南地区土地区画整理事業が完成。

同時期に完成した「ふれあいプラザ田布施」と合わせて町の新しい顔となりました。

平成23年4月に「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」を目標に掲げた「第5次田布施町総合計画」が策定され、住みよいまちの実現のため同年9月に念願の「国営緊急農地再編整備事業」が本格的にスタートし、10月には光ファイバーによる高速インターネットサービスが開始されました。

令和元年

- 8月 麻郷小学校に放課後子ども教室(成器塾)開設
- 8月 ふるさと交流会in東京を開催
- 8月 固定資産税等に係る画地認定調査と路線価付設
- 10月 子育て世帯包括支援センター(2525たぶせ)開設

令和2年

- 7月 田布施地域交流館増改築完成
- 7月 子育て支援アプリ導入
- 12月 学校ICT整備(1人1台タブレット導入)
- 12月 中学校大規模改修工事完成

令和4年

- 4月 ゆうなんこども家庭支援センター(ポコアポコ)開設(平生町と共同実施)
- 4月 町消防団員報酬の引き上げ

令和5年

- 2月 ゆめはな花壇完成
- 3月 防災行政無線操作卓更新
- 4月 高校生までの医療費完全無償化

令和6年

- 3月 豆尾第1踏切拡幅工事完成
- 3月 LINE公式アカウント開設
- 6月 町議会でタブレット端末の本格運用開始
- 10月 スポーツセンター第1体育館大規模改修工事完成

広告



高松八幡宮
八尋石八幡宮

宮司 金長 広典
山口県熊毛郡田布施町麻郷
電話(0820)551576九
FAX(0820)55100八八



金属加工 AI・SUS・CU等のプレス・
板金・製缶・機械加工品の製作



田布施工業株式会社

田布施町大字麻郷奥680番地1

TEL(0820)52-1722

FAX(0820)52-4855

E-mail:ma.53ra@giga.ocn.ne.jp

田布施駅前
電話0820(52)2225



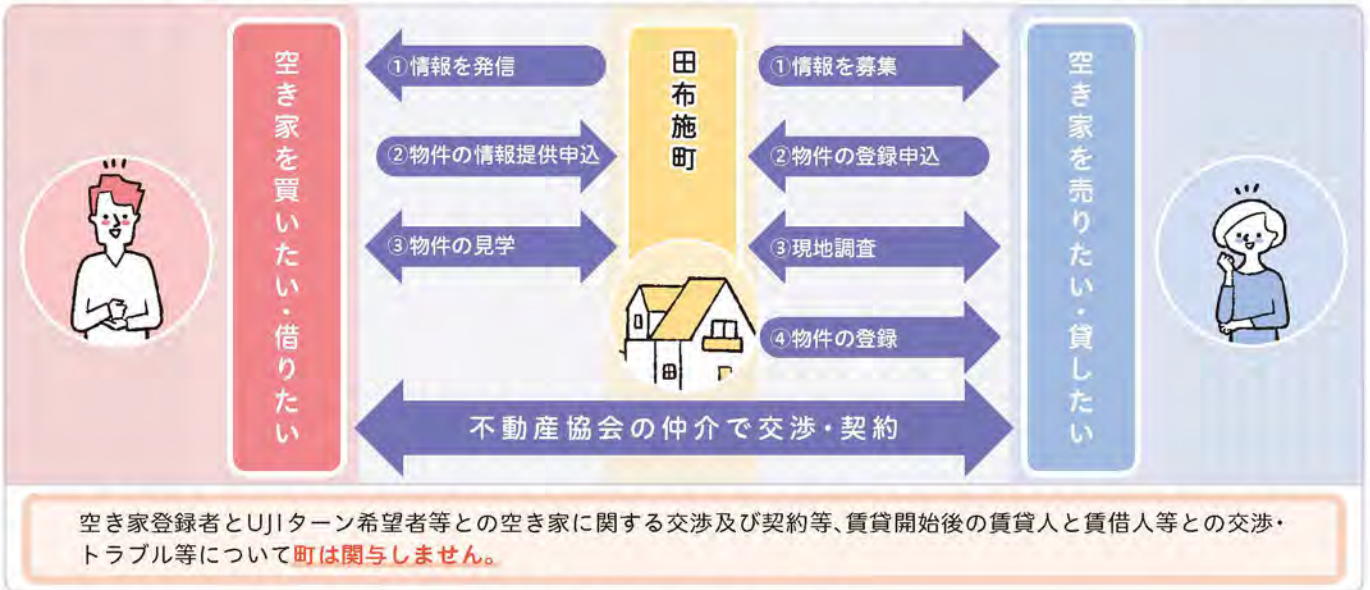
手造り味自慢 仕出し料理



田布施町空き家バンク制度について



田布施町では、U/Iターン者の定住を促進することにより地域の活力維持と増進、人口の増加を図ることができると考え、町内にある空き家の情報を募集し、本町へ移住を希望する人に情報を提供する「空き家バンク事業」を行っています。



空き家バンクQ&A

Q: 空き家バンクってなに？

A: 町内の売買や賃貸できる空き家物件をデータベース化し、田布施町にU/Iターンを希望する方に空き家に関する情報を提供するシステムのことです。

Q: 田布施町へ移住するために空き家を買いたい・借りたいけど、どんな物件があるの？

A: 「空き家情報(田布施町空き家バンク)」をご覧ください。情報は、登録があり次第、随時更新しています。

Q: 空き家を売りたい・貸したいんだけどどうしたらいいの？

A: まずは田布施町役場経済課地域振興係までご連絡ください。登録申請書にご記入の上、(公社)全日本不動産協会山口県本部の会員の立会いの下、物件を確認いたします。金額や細かな条件などは、ご相談の上、決定いたします。

Q: 空き家バンクに登録するメリットは？

A: 空き家バンクに登録後、空き家の機能向上のための改修や不要物の撤去を行う際に、1度に限り助成金を受けることができます。詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

町長部局 経済課 地域振興係

Tel: 0820-52-5805



広告

空き家の管理・活用にお困りではありませんか？

空き家問題は、今や地域の大きな課題です。

「遠方に住んでいて管理ができない」「売却や活用方法がわからない」そんなお悩みをお持ちの方、ぜひご相談ください。

株式会社ジャスティスでは、不動産の専門家として空き家の現地調査・管理・売却・活用方法のご提案までトータルでサポートしています。

相続した空き家もご相談ください！

空き家のまま放置すると、維持費・倒壊・治安などの問題につながります。

「今は使っていないけど、いずれは売りたい」「できれば貸したい」など、お客様のご希望に合わせた提案をいたします。



株式会社ジャスティス

〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施866番地32
TEL 0820-25-1779 FAX 0820-25-1797
E-mail: info@justice-re.jp
https://justice-re.jp

免許番号	宅地建物取引業	山口県知事(2)3683号
	古物商	山口県公安委員会 第741041000221号
加盟団体	公益社団法人	全日本不動産協会
	公益社団法人	不動産保証協会
	一般社団法人	全国不動産協会

移住・定住・子育て支援として住宅取得を応援しています！

①子育て住まいの支援事業

対象者のうち、中学生以下の子どもを扶養している人に、補助金10万円(最高35万円)を交付します。
以下の加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。

企画財政課 企画係 52-5803

加算要件

- ①扶養している中学生以下の子の人数
- ②町内在住の親世帯(5年以上在住)との同居・近居
- ③住民異動による町内への転入

住宅要件

- ①住宅登記を完了していること。
- ②住宅の持分が申請世帯(親世帯を除く)の合計で2分の1以上であること。

本事業とセットで『【フラット35】地域連携型(子育て支援)』を利用できます

『【フラット35】地域連携型』とは、田布施町と住宅金融支援機構が連携し、田布施町による補助金交付などの財政的支援とあわせて、『フラット35』の借入金利を一定期間引き下げる制度です。



②お帰りのさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

対象者のうち、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、補助金5万円(最高15万円)を交付します。
※住民異動により町外から町内に転入する場合は、基本交付額(5万円)にさらに10万円分加算します。

住宅要件

- ①住宅登記を完了していること
- ②住宅の持分が子世帯の合計で2分の1以上であること

対象者要件

町内に親世帯が5年以上在住している人、または町内に子世帯が5年以上在住しており、親世帯の住民異動により新たに同居を開始する人
※すでに同居している人は対象外です。



共通事項

対象 町内に新たに住宅を新築・中古購入する人

申請期間

令和8年3月末まで
※登記完了後、6か月以内に申請してください。

申請方法

企画財政課
企画係での事前相談

③田布施町結婚新生活応援事業

対象者のうち、新婚(夫婦共に39歳以下)の世帯に対して、住宅取得にかかった費用、住宅賃貸費用及び引越しにかかる費用を合わせた額に応じて、補助金を交付します。

補助上限額

29歳以下の夫婦60万円、39歳以下の夫婦30万円

対象者要件

田布施町内に新居があり、3年以上在住する意思があり、かつ夫婦の所得の合計額が500万円未満の世帯
※補助対象者について、3年経過時に居住調査を行う場合があります。

申請期間

毎年3月末まで

申請方法

企画財政課企画係での事前相談

広告

心を磨き 技を磨いて 良い仕事



FUJIMURA

藤村鉄工有限会社

建築工事業 鋼構造物工事業
国土交通大臣-Rグレード認定工場

田布施町上田布施66-5

TEL 0820-52-4817

FAX 0820-52-5680

Eメール ftekkou@go3.enjoy.ne.jp



大下木工

建具一級技能士

◆◆木製ドア・引戸の製作&修理◆◆

◆◆障子&襖張替◆◆

◆◆ガラス&アクリル交換◆◆

田布施町川西1015-1

TEL 0820-52-4991

FAX 0820-53-1254

うちの困った
翔けつけます！

フリーバード有限会社



アトム電器田布施店

田布施町麻郷347-5

Tel.0820-51-4300

Fax.0820-51-4301

E-mail freebird3475@gmail.com



お気軽にご相談下さい



田布施町ガイド



10 田布施町 暮らしの便利帳

たぶせの
魅力再発見
さくら

たぶせ桜まつり
詳しくはP.15へ

田布施川には約300本の桜があり、満開時には、たくさんの花見客でにぎわいます。

毎年4月の上旬には、この川沿いで「桜まつり」が開催されます。



ハミングロード

田布施川沿いの散策公園「ふるさと詩情公園・ハミングロード」。

懐かしい童謡、唱歌の歌碑が並び、春の桜をはじめ、四季折々の情緒を楽しむことができる癒し系河川公園です。

桜のシーズンには山口県東部地域屈指のお花見ポイントとして大賑わいです。お花見の季節以外でも、ジョギング・ウォーキングをされる方、芝生に腰を下ろしてゆったりされる方等、憩いのスペースとして町内外の皆様がご利用されています。

歌碑の隣に設置してあるボックスのボタンを押すと、歌碑に刻んである童謡・唱歌が流れ、ノスタルジックなひと時に浸ることができます。



column



田布施地域交流館

安全でおいしい新鮮野菜を求め多くの方が来店します。田布施町及び近隣の農水産物、特産品等の販売、振興を図ると共に消費者との交流を深めることを目的としています。

隣接したカフェ sakura-michiでは季節に応じたパフェを提供しています。



広告

たぶせ健康野菜推進！地域に愛される直売所

協同組合 田布施地域交流館

TEL:0820-51-0222 FAX:0820-51-0225 営業時間 8:00～16:30(無休)

田布施地域交流館
イメージキャラクター
たっちー君

地元産
新鮮野菜

いちじくの
天然酵母
米粉パン

手作り
惣菜・弁当

特産完熟
いちじく・いちご

ぴちぴち
鮮魚

sakura-michiで
地元産の果物も
使用したパフェ

たぶせの
魅力再発見

田布施町は、岸信介・佐藤榮作、両元総理大臣を生んだ宰相の郷。
世界に誇る大政治家の面影が、いまもここかしこに偲べれます。

歴史・遺産

田布施町ガイド



佐藤榮作宰相

昭和23年、吉田茂首相に請われて官房長官に就任。直後の衆議院総選挙に当選。同39年に内閣総理大臣に就任。昭和49年には、ノーベル平和賞を受賞。

田布施ゆかりの人々



岸信介宰相

昭和17年衆議院議員に初当選、同32年に内閣総理大臣に就任。35年には日米新安保条約批准書の交換を断行し、新しい日米関係を樹立。昭和54年国連平和賞を受賞。

歴史を深く知るならココ！

田布施町郷土館



郷土が生んだ世界的な大政治家、岸信介・佐藤榮作兄弟宰相を中心に、本町にゆかりのある人物の遺品・遺作等をはじめ、山口県最古と推定される国森古墳、県下最大規模の巨石古墳後井第1号墳や町内で確認された古墳・遺跡からの出土遺物、民俗資料等の文化遺産を展示しています。



田布施町郷土館

- 📍 田布施町大字下田布施875-6
- 🕒 午前9時～午後4時30分
- 📅 月曜日、国民の休日
(月曜日の場合は翌日)



広告



株式会社 カミモト

代表取締役 紙本 哲至

〒742-1502 田布施町大字波野33番地

TEL.0820-52-2727 FAX.0820-52-2728

歴史ロマンの街

田布施町では、縄文時代から中世にかけての遺跡が数多く発見されています。



県指定
文化財

後井古墳

後井古墳の1号墳は田布施駅から西北西約2kmにあり、6世紀末から7世紀初頭に築造された円墳で、墳丘の直径14m高さ約5m、片袖の横穴式石室をもつ古墳です。

巨石古墳であり、熊毛地域の首長墓と推定されます。1号墳と接して2号墳があり、同時期に造られたものとみられています。



県指定
文化財
黒地蔵
果文化

木造地藏菩薩坐像(黒地蔵)

田布施町蓮華寺に安置されています。像の中に墨で書かれた銘文があり、1350年に「大仏師沙弥弘性」がつくったことがわかります。はぎ目がいずれも竹釘やかすがいで、像の解体が可能であるため、木寄せの様子がみとれます。



県指定
文化財

国森古墳

国森古墳は、田布施川に臨む標高約41mの丘陵の突端部に造られた古墳時代初期の、方形に土を盛り上げた方墳で、多数の副葬品から、3世紀の終わりころ、もしくは4世紀前半に造られたと推定されます。



県指定
無形民俗
文化財

大波野神舞

大波野神舞の起源は、正確にはわかってはいませんが、使用する手鉦(てびらがね)に天明元年と刻印してあることから、その時代以前からあったと思われます。天明の飢饉の際に流行した大飢饉や疫病を防ごうと始まった奉納舞です。5年に1度年期神舞を、10年に1度八幡宮の式年大祭に舞を奉納しています。

column

明地遺跡出土の分銅型土製品

明地遺跡から出土した分銅形土製品は、天秤の錘(分銅)形の板状の土製品で、片面に人の顔面があり、弥生時代中期～後期に盛んに使用され、西日本を中心に約300の出土例がある護符が仮面として使用された祭の道具と推定されます。

この遺物も、弥生時代中期(紀元前2～紀元前1世紀)の土坑(地面を掘りくぼめた穴)の底に裏向きで、二つに折れて埋納されていました。

最大長21.8cm、最大幅16.4cm、最大厚3.1cmもの分銅形土製品としては、わが国最大の物とされています。



広告


山大 株式会社
田布施工場

建築工事業 鋼構造物
 工事業 管工事業

山大株式会社二級建築士事務所

田布施町別府10330-2
TEL(0820)25-1325
FAX(0820)25-1352


田布施町
指定文化財

楼門と多羅葉のお寺
曹洞宗
竹峰山 龍泉寺
TEL 0820-52-1496 上田布施542


人と社会の、
豊かな未来のために。
建築・土木工事で、安全・安心な街をつくる。

真智建設 代表 高村 真樹
〒742-1501 田布施町大字大波野2181-1
TEL:0820-52-6055 FAX:0820-52-6056

たぶせの
魅力再発見

馬島



朝日夕日が映える島 馬島

瀬戸内海国立公園の一角に浮かぶアウトドア
レジャーを満喫できるリゾートアイランド。

白い砂浜が弧を描く入り江は海水浴に最適で
す。また岩場では四季を通して磯釣りが楽しめ
ます。

子供からおとなまで
過ごし方はさまざま！

馬島にアクセスしよう！

[URL] <https://www.town.tabuse.lg.jp/site/information/2201.html>



貸別荘でのんびりと馬島探検はいかが？

のんびらんどうましま

自然いっぱいの島で、海を眺めながらの～んびり過ごすことができ
ます。一泊は11時から翌日16時30分まで(29時間30分)の「のんびり
タイム」。レンタル品がたくさんあるので手軽にキャンプができます。
(ただし、食料はご持参ください。)テントサイトは約10m×10mの
ゆったりサイズ。キャビン、管理棟、炊飯棟、トイレ棟、シャワー棟はす
べてログハウス。海だけでなく、山も楽しめます。

問 のんびらんどうましま 090-7416-7924(営業期間4月-10月)

[URL] <https://www.nonbiland-umashima.net>



思いっきり
自然を満喫！

広 告

地域密着！
仲良し夫婦の便利屋

トモ君とマサちゃん

- ▶空家再生 ▶各種リフォーム
- ▶生前・遺品整理、片付けお手伝い
- ▶その他 お家のお困り事など…

何でもお気軽にご相談ください

☎080-7741-6945

E-mail benriya_tomokun@mineo.jp
<https://r.goope.jp/benriya-tomokun/>
田布施町大字別府2番地

浄土真宗本願寺派

— 櫻 溪 山 —

明 楽 寺

田布施町別府297

☎ (0820) 55-5520
FAX (0820) 55-6234

浄土真宗 本願寺派

淨 泉 寺

田布施町下田布施1812
TEL 0820-52-2590



田布施町には自然を堪能できるおまつりや
町の皆がにぎわうイベントなどがたくさんあります。

たぶせの 魅力再発見 イベント



祭 たぶせ桜まつり

田布施町のシンボル「さくら橋」周辺
等で開催される、春先恒例の「たぶせ桜
まつり」。会場の田布施川沿いの土手に
は、300本をこえる桜の木が4月初旬に
なると満開の花で出迎えてくれます。
また田布施川沿いには、お花見を楽し
まれる方々でいっぱいです。

📍 さくら橋周辺 🕒 4月上旬

祭 城南ホタルまつり

自然豊かな城南の里に源氏ホタルが
舞う5月の下旬、町内、近隣市町から約
2,000人以上が訪れます。会場にはた
くさんの出店が立ち並び、焼きそば、イカ
焼き、カキ氷、綿菓子などを買い求める
お客さんでにぎわいます。

📍 田布施町立城南小学校 🕒 5月下旬



祭 たぶせの秋 岸辺のステージ

音楽をメインとしたステージイベントや、
いちごやいちじくなど地元産品を使ったもの
の販売、その他キッチンカーなどによる様々
な飲食出店を行います。

📍 田布施地域交流館側駐車場 🕒 10月上旬



祭 たぶせ スポーツまつり

📍 田布施町スポーツセンター
🕒 9月下旬



田布施町観光協会

営業日：火、木、金
営業時間：9～16時
住所：田布施町中央南1番地6
(高齢者いきいき館内)
TEL：0820-25-3527
FAX：0820-25-3581



祭 東田布施 コスモスまつり

📍 大波野コスモス広場
🕒 10月中旬



広告



舗装工事・土木工事

株式会社 ヤマケン

田布施町大字麻郷字長代2845-2
TEL:0820-25-3477
FAX:0820-25-3476

SEO
船用・産業機械用
駆動装置の設計製作

株式会社 施生製作所

本社 熊毛郡田布施町下田布施228-1
Tel: 0820-52-3101 Fax: 0820-52-3950

- タンカー・船カーゴポンプの駆動用増・減速機
- 船用機器(発電機・油圧ポンプ等)用増・減速機
- 各種クレーン用減速機
- 陸上産業機械用減速機



【船用】



【陸用】



イートインコーナー
モーニング/ランチ
カフェ

美味しいパンの店

yamaguchi

742-1502
山口県熊毛郡田布施町波野336
0820-52-2958 7:00～18:30



@DISH.PANNOMISE.YAMAGUCHI

瀬戸内海と熊毛野に囲まれた田布施には大地と海が育んだ特産品と昔より代々伝わる工芸品があります。

たぶせの 魅力再発見 特産品

田布施町ガイド



田布施の滋味を濃縮！

いちじく・いちご

“いちじく”と“いちご”はどちらも田布施町を代表する農産物です。

特にいちじくは姿を変え様々なおいしさを表現しています。朝食や夕食のおともにぜひ味わってみてはいかがでしょうか？

いちじくジャム

田布施で採れた新鮮ないちじくを吟味してつくった健康食品。



いちじくわいん

田布施の特産品「いちじく」で作ったワイン。
フルーティで、まろやか味とかがりが楽しめるお勧めの一品。



さらにユニークな
田布施グルメパーティ

金柑シロップ

金柑を材料としてつくった、水で薄めるすっきりと飲みやすいドリンク。



お買付けはこちらで！



はも 鱧・かき

瀬戸内海で採れる鱧・かきは田布施を代表する特産品。

特に牡蠣はまさに海のミルクをほうふつとさせる深い味わいが自慢です。



田布施地域交流館

毎日新鮮な野菜や魚介類、果物がそろっています。

- 📍 田布施町中央南1-8
- 🕒 午前8時～午後4時30分
- 📅 年中無休(年末年始を除く)
- ☎ 0820-51-0222



ピュア 純白すぎる トウモロコシ

田布施町では町内の若手農業者の手によって、令和6年度から、白くて甘いトウモロコシ「純白(ピュア)すぎるトウモロコシ」が栽培されています。朝採れでとても新鮮なため、生のままかじると、その甘味や食感をより強く感じる事が出来ます。

このトウモロコシは年に2回栽培され、収穫時期を迎えます。収穫後は、町内イベントで販売されたり、毎年7月と10月頃には「田布施町地域交流館」で販売されています。

店頭に並ぶ際には、田布施農工高校の生徒によって考案されたロゴシールが目印で。



広告

自家精米で安心・安全な
お米をお届けできます

食卓の応援団 **無料配達**

小川米穀店

☎0820-52-2388 田布施町新町491-7

お米の配達
は無料です

(3kg・5kgでもOK)

営業時間

AM9:00～PM6:00
配達:PM6:00まで
定休日:土・日・祝日



カ 有限会社 亀重商店

活魚・鮮魚卸出荷問屋・水産物加工

田布施町大字麻郷3597番地

TEL.0820-55-5054(自宅)・6221(加工場)

FAX.0820-55-5066

営業品目 **カメノリ** 周防灘特産

活魚・鮮魚

●鯛 ●ハモ ●天然車海老 ●カニ ●カレイ ●赤舌 その他

水産加工品<無菌乾燥機使用>

●干えび ●開きサヨリ ●エイ ●キスゴ ●デビル その他



自然がわが家

ログハウス建築専門店
ペレットストーブ・薪ストーブ施工



カントリー工房

田布施町麻郷3439-10(国道188号線沿い)

☎(0820)55-5402

予約型・定額乗合タクシー『のりーね』 実証運行中！

この『のりーね』は、公共交通の空白地域にお住まいの人や、車を運転しない高齢者の申込が増えています。午後からの運行は比較的ゆとりがあり、午後からのお買い物に最適です。

町では『のりーね』を利用するための登録を随時受付けています。月初めまたは月の途中から月末までとなりますが、初回の1か月は無料お試し期間となります。予約の殺到・重なりにより、希望した乗車時間に遅れなどが生じる場合もあります。『程よく便利な乗り物』としてご利用をお願いします。



予約型・定額乗合タクシー『のりーね』 乗車予約の受付中です

利用登録申込が完了



受付完了通知書が届きます



電話・スマホ・公式LINEから予約ができます

問合せ先 予約センター **51-0221** 経済課地域振興係 **52-5805**

広告

田舎もち本舗
株式会社 **たけした**

平餅 あん餅 おはぎ 桜餅 柏餅 大福 どら焼

生外郎 正月用鏡餅 棟上餅 誕生餅 祝・仏事用商品 赤飯 他季節商品

田布施町大字上田布施1966
TEL (0820) 52-1427(代)
FAX (0820) 52-4965

BIKE&SCOOTER

なかの・もーたーす

- バイク販売・修理
- 自転車販売・修理
- 電動アシストサイクル取扱

〒742-1502
田布施町波野 393-6
☎ 0820-52-2840

1888年創業 /
田布施に愛されるパン屋さん

ベーカリー ジョウ

☎ 0820-52-5120
田布施町波野360-20 / OPEN 7:00~18:00 / 日曜・月曜日店休日



いざというときのために

火事と救急

総務課 総務係 ☎52-5802

通報はあわてず、正確に!!

火事
のとき

火事です!
(家・山)が
燃えています。

住所は、田布施町〇〇、
〇番地〇です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※アパート等の場合、名称と〇階の〇号室ということも
知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停など)を伝えてください。



救急
のとき

交通事故
(急病)です!

場所(住所)は、田布施町
〇〇、〇番地〇です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



消防・救急・救助は **119番**

▲119番は火事や救急を通報するための緊急電話です。
火災などの問い合わせには使わないでください。

救急医療などのお問合せ

急な病気やケガをしたときに「救急車を呼んだ方がいいのか、今すぐ病院に行った方がいいのか」など迷った際は、看護師等から電話でアドバイスを受けられます。

- ・おとな(概ね15歳以上)の救急医療電話相談 ☎#7119 (083-921-7119)
相談時間: 毎日24時間対応
- ・こども(15歳未満)の救急医療電話相談 ☎#8000 (083-921-2755)
相談時間: 毎日午後7時~翌朝8時

地震による火災にご注意ください!

東日本大震災によって発生した火災のうち、原因が特定された108件は、過半数が電気関係によるものでした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電が復旧したときに発生する火災のことです。

感震ブレーカーを設置しましょう!

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がないときに、電気火災を防止する有効な手段です。

広 告

家族で楽しめるイベントや旬の農畜産物情報を発信中!

Instagram

南すおう統括本部公式

LINE

JA山口県

南すおう統括本部

(TEL0820-22-9000)

伊陸支所・柳井支所・伊保庄支所・上関支所
平生支所・田布施支所・大和支所

信頼と技術力と誠実な施工で街づくりをサポート

有限会社松浦建設

代表取締役 上田 司

田布施町大字下田布施221-15
TEL 0820-52-3012



住宅用火災警報器を設置しましょう 光地区消防組合 中央消防署東出張所 ☎52-3103

住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

住宅用火災警報器は、火災の煙を早期に感知して、あなたや家族の「いのち」を守ります。

また、住宅用火災警報器は一般的に電池で動いており、10年を目安に交換しましょう。

「いざ」というときに適切に作動するよう、月に1回程度の定期的な作動確認を行いましょう。

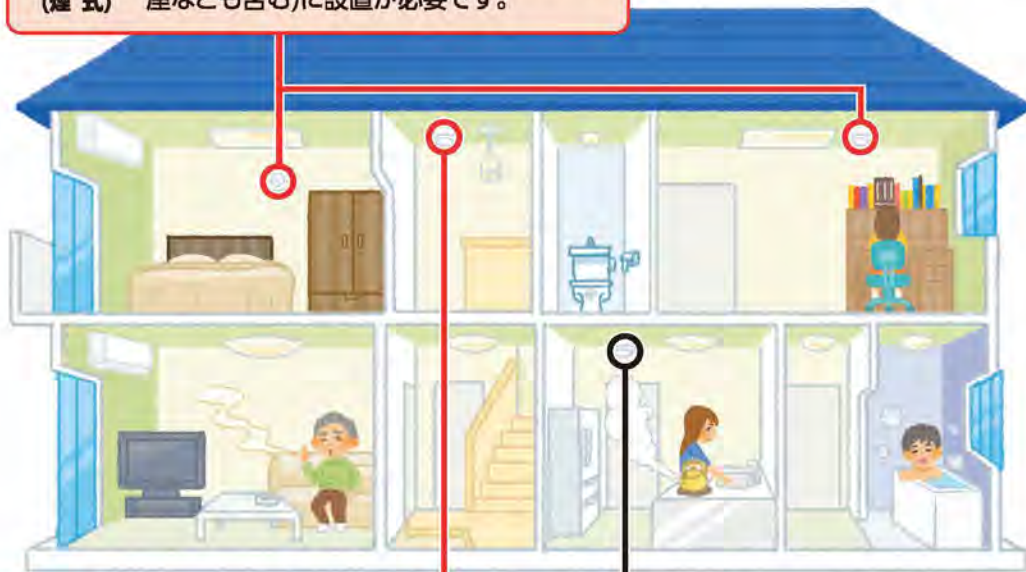
ご不明な点は、消防署にお問い合わせください。

すべての住宅（戸建、店舗併用及び共同住宅など）の寝室・階段に住宅用火災警報器の設置が必要です

■設置場所(例:2階建ての場合)

設置義務場所 → ○ 推奨場所 → ○

寝室
(煙 式) 普段寝室として使用している部屋(子供部屋なども含む)に設置が必要です。



階段
(煙 式) 寝室がある階の階段上部に設置が必要。3階建ての場合、1階にも設置が必要になる場合があります。

台所
(煙または熱式) 台所その他の火災発生のおそれ大きい場所にも設置するように努めましょう。



いざというときのために

休日当番医

》休日・夜間の診療

☎ 休日夜間応急診療所 柳井市中央1-10-17
☎22-9001

休日夜間応急診療所は、休日等の昼間や平日夜間における応急処置的な医療や入院加療を必要としない軽症患者等に対応します。

◎診療日・診療時間

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日、盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません。	午前9時～正午 (受付 午前11時30分まで) 午後1時～午後5時 (受付 午後4時30分まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	午後7時～午後10時 (受付 午後9時30分まで)

◎位置図



万一のときの備え

地震や台風、火災などの災害は、いつ起こるか分かりません。普段から非常時に備え、防災用具を整えておきましょう。

また、各家庭で避難場所等を確認しあっておくなどの心構えが大切です。

種 別	必要なもの
非常食 	飲料水・乾パン、缶詰類(缶切り)、 ビスケット類、インスタントラーメンなど ◎乳児がいる場合は、ミルクや乳児セット
救急セット 	消毒セット、家庭常備薬、ガーゼ、 包帯、ばんそうこう、はさみなど
貴重品 	貴重品袋(現金、預金通帳、印鑑、免許証、保険証、貴重な書類など)
その他 	携帯トイレ(または簡易トイレ)、 防災ずきん(またはヘルメット)、 携帯ラジオ、懐中電灯(予備乾電池)、ろうそく、マッチなど

ハザードマップを確認しましょう

田布施町では、以下のとおりハザードマップを作成しています。

- 津波高潮ハザードマップ
- 土砂災害ハザードマップ
- 地震ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- ため池ハザードマップ

各ハザードマップは町ホームページで確認できます。

<http://www.town.tabuse.lg.jp>

風水害に備えて



▶ラジオやテレビの予報に注意

台風が近づいたら、天気予報に注意

して、早めに必要な対策を立てましょう。

停電にそなえて、携帯ラジオや懐中電灯を常備しましょう。

▶家屋の点検・補強は早めに

看板やテレビのアンテナ、塀などを点検し、必要があれば早めに修理・補強しましょう。

また、家の周りの排水溝や雨どいなども点検し、水の流れをよくしておきましょう。

▶万一のときの避難は早めに

がけや河川など危険箇所の近くに住んでいる人は、普段から地盤の様子や水量の変化に注意しましょう。

また、万一異変を感じたら、すぐに役場や消防署に連絡し、早めの避難をこころがけましょう。

近所と声を掛け合って、早めに最寄りの避難場所へ避難してください。

▶防災行政無線テレホンサービスの活用を

防災行政無線は町内に41ヶ所あり、災害時など重要な情報を放送します。

屋内で聞き取りにくかった時や、荒天で聞こえにくい時もありますので、その際は、下記の電話番号に電話していただくと、直前に放送した内容が確認できます。

▶防災行政無線テレホンサービス ☎51-4011

▶テレビのリモコンの『dボタン』も活用しましょう

避難情報や開設中の避難所等に関する情報は、テレビ番組視聴中にリモコンの『dボタン』を押して収集することができます。

PM2.5(微小粒子状物質)

▶町民福祉課 環境係 ☎52-5810

▶PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状の物質のうちでも特に粒径が2.5 μ m以下の微小粒子状物質をいい、燃焼による煤塵や



自動車排ガスなどから発生するとされています。(μm=100万分の1m) 微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。

山口県では県内の大気測定局に自動測定器を設置し、大気中のPM2.5の濃度を24時間連続で測定しています。PM2.5の測定値は、「山口県の大気環境の状況」のページから1時間毎の測定値を見ることができます。

●注意喚起について

- 注意喚起の発信…午前6時から日没までに濃度が上昇し、同時に2測定局以上で85μg/m³を超えた場合に注意喚起を発信します。日没とは、春分から秋分までは午後6時、秋分から春分までは午後5時としています。
- 注意喚起の解除…注意喚起後に、区域内の全ての測定局が24時までに、50μg/m³以下に改善した場合、又は、24時に当日の日平均値が70μg/m³以下に改善した場合、注意喚起を解除します。解除されない場合、注意喚起は継続します。
- 注意喚起時における行動の目安
 - ・屋外で長時間の激しい運動を控えてください。
 - ・外出をできるだけ減らしてください。
 - ・屋内換気や窓の開閉を最小限にしてください。
 - ・呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれます。

●山口県PM2.5情報メール配信サービス

PM2.5の注意喚起を発信・解除したときに、メールを配信します。メールの配信を希望される方は、注意事項をよくお読みの上、登録をお願いします。



pm2.5jyohoymg-touroku@mbr.nifty.com
携帯電話、スマートフォンの場合は、登録用メールアドレスをQRコードから読み取ることができます。

田布施町防災・防犯メール配信サービスをご利用下さい

田布施町では、防災・防犯情報や観光・イベント、行政情報などをメール配信するサービスを行っています。これは、防災行政用無線を補完するもので、事前に登録していただくことにより、さまざまな分野の情報を携帯電話やスマートフォン、パソコンなどに配信するというサービスです。

配信を希望される方は、下記の方法で登録をお願いします。
※登録は無料です。

※通信によるパケット料などの費用は、登録者負担となります。

●配信情報

- 防災情報…町内の防災情報を配信します。
※災害発生や避難情報など緊急性のあるものに限る。
- 防犯情報…町内で発生した不審者情報などを配信します。
- 行政情報全般…町からのお知らせなど行政情報を配信します。
- 観光・イベント情報…各種イベントの告知、観光情報などを配信します。

●サービスを利用するには

メール配信を希望する方は、あらかじめメールアドレスを登録する必要があります。

●登録方法

登録したい携帯電話・パソコンから、メール配信登録専用アドレスに空メールを送信して登録作業を行います。e-tabuse@xpressmail.jpへ空メールを送信してください。(QRコード対応機種は、下記のQRコードを読み取ると便利です。)

◆登録専用QRコード



いざというときのために



広告



株式会社 吉次建設

山口県知事許可(般-5)第22083号

営業種目

- | | |
|----------|----------|
| ・土木事業 | ・鋼構造物工事業 |
| ・とび、土工事業 | ・ほ装工事業 |
| ・大工事業 | ・水道施設工事業 |
| ・石工事業 | ・解体工事業 |

事務所

山口県熊毛郡田布施町大字上田布施251番地1

TEL(0820)52-4318

FAX(0820)52-5258

田布施町避難所一覧

地域	番号	自治会	避難所 区 分	名 称	住 所	指定緊急避難場所						海拔 (約m)
						洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
城南	1	城 南	1次	城南公民館	大字宿井1066番地1	○	○	○	○	○	○	15
	2	城 南	2次	城南小学校	大字宿井1039番地1	○	○	○	○	○	○	18
	3	城 南	2次	城南保育園	大字宿井1039番地3	○	○	○	○	○	○	19
	4	川 西	2次	城南学園(地域交流ホーム棟)	大字川西1144番地	○	○	○	○	○	○	20
西田布施	5	西田布施	1次	西田布施公民館	大字下田布施2210番地1	○	○	○	○	○	○	13
	6	一本松	2次	田布施中学校	大字下田布施1050番地4	○	○	○	○	○	○	6
	7	西田布施	2次	田布施西小学校	大字下田布施2156番地	○	×	○	○	○	○	15
	8	大国木	2次	公民館国木分館	大字上田布施1784番地	○	○	○	○	○	○	61
	9	竹 尾	2次	公民館竹尾分館	大字上田布施599番地	○	×	○	○	○	○	84
	10	御蔵戸	2次	天照皇大神宮教	大字波野10123番地	○	○	○	○	○	○	9
	11	長 田	2次	金光教田布施教会	大字下田布施3246番地	○	○	○	○	○	○	18
	12	長 田	2次	田布施近隣公園	大字下田布施3400番地1	○	○	○	○	○	○	10
	13	長 田	2次	田布施町保健センター	大字下田布施3430番地1	○	○	○	○	○	○	7
	14	中央南	2次	田布施図書館	中央南11番地1	○	○	○	○	○	○	7
東田布施	15	配 原	1次	東田布施公民館	大字波野2208番地7	○	○	△	○	○	○	4
	16	大波野中	2次	大波野中央会館	大字大波野900番地1	○	○	○	○	○	○	25
	17	八和田	2次	東田布施小学校	大字大波野152番地1	○	○	○	○	○	○	5
	18	天 神	2次	田布施保育園	大字下田布施419番地6	○	○	△	○	○	○	3
	19	長 合	2次	田布施農工高校	大字波野195番地	○	○	○	○	○	○	13
	20	市 明	2次	公民館小行司分館	大字大波野2021番地	○	×	○	○	○	○	205
麻郷	21	助 政	1次	麻郷公民館	大字麻郷1512番地1	○	○	○	○	○	○	7
	22	助 政	2次	麻郷小学校	大字麻郷2258番地	○	○	○	○	○	○	12
	23	尾 迫	2次	麻郷幼稚園	大字麻郷1760番地	○	○	○	○	○	○	21
	24	三 宅	2次	田布施総合支援学校高等部	大字麻郷奥127番地	○	○	○	○	○	○	13
	25	三 宅	2次	やのくにホール	大字麻郷奥7番地1	○	○	△	○	○	○	5
	26	尾 迫	2次	TAIKOスポーツセンター	大字麻郷1293番地11	○	○	○	○	○	○	14
	27	竹 重	2次	麻郷福祉会館	大字麻郷奥504番地4	○	○	○	○	○	○	9
	28	浜 城	1次	田布施南地域防災センター	大字麻郷3399番地1	○	○	○	○	○	○	6
麻里府	29	尾津東	2次	麻里府保育園 ※1	大字麻郷3651番地5	○	×	△	○	△	○	8
	30	尾津西	2次	(旧) 麻里府小学校	大字別府1408番地	○	×	×	×	×	○	2
	31	尾津中	1次	麻里府公民館 ※1	大字別府1674番地1	○	○	○	○	○	○	5
	32	馬 島	2次	馬島集会所	大字馬島174番地	○	×	×	○	×	○	2
	33	馬 島	2次	のんびらんどうましま	大字馬島71番地	○	○	×	○	×	○	3

※津波・高潮災害時、△は2階以上に避難が必要です。

※指定避難所については、災害の状況を考慮したうえで開設する避難所を決定します。

※田布施南地域防災センターについては、八海、鳥越、蓮輪、浜城、泊団地、戎ヶ下及び麻里府地域内自治会の避難所としています。

※お住まいの地域にかかわらず、避難していただけます。

※1 令和8年度以降の供用開始予定





避難所マップ

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2025 GeoTechnologies, Inc.

もしもの時に備えて、
どこに避難すればいいか
あらかじめ家族同士で確か
めておきましょう。



いざというときのために





届出・登録・証明・相談

戸籍の届出

町民福祉課 住民係 ☎52-5811

出生届

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の居住地(住所地)、
本籍地、出生地

📁 お持ちいただくもの

- 出生証明書
- 母子健康手帳



婚姻届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 居住地(住所地)、本籍地

📁 お持ちいただくもの

- 婚姻届書
- 届出人の本人確認書類

離婚届

受理した日に効力を生じる(協議離婚に限る。)

届出人 裁判・調停による場合
夫・妻、調停・審判の申立人

届出地 居住地(住所地)、本籍地

📁 お持ちいただくもの

- 離婚届書
- 届出人の本人確認書類
- 調停調書・審判書謄本等

死亡届

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族など

届出地 届出人の居住地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地

📁 お持ちいただくもの

- 死亡診断書または
死体検案書
- 届出人の印鑑



届出に伴う手続き色々

印鑑登録 P26 ▲ 住民係

町税・納税 P30 ▲ 税務課

国民健康保険 P33 ▲ 保険年金係

後期高齢者医療 P36 ▲ 保険年金係

国民年金 P32 ▲ 保険年金係

介護保険 P38 ▲ 介護保険係

身体障害者手帳・療育手帳・

精神障害者保健福祉手帳 P42 ▲ 福祉係

妊婦健康診査受診票

P49 ▲ こども家庭センター

児童手当・児童扶養手当 P50 ▲ 児童係

保健・予防接種 P48 ▲ 保健センター

保育所 P52 ▲ 児童係

小・中学校 P53 ▲ 学校教育係

児童クラブ P53 ▲ 児童係

上記に該当のある方は、それぞれのページ
に進み、手続きなどを確認してください。

広告

これまで 今後のことも
いつもあなたとともに在る

浄土真宗本願寺派
慈化山 西円寺

saienji.net



公式 LINE



Instagram



HOME PAGE

法要・葬儀・合同墓・納骨堂
住職携帯 090・3618・6352



無量光明苑 墓地・納骨堂
永代合葬墓



浄土真宗本願寺派
(西本願寺)

洞光山 浄圓寺

平生町大字大野南800番地

☎ (0820) 56-2097

FAX (0820) 56-0065

浄土真宗 本願寺派

正泉寺

住職 小野島 寛

田布施町麻郷奥556

☎ (0820) 56-2785

転入届

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

📁 お持ちいただくもの

- 転出証明書またはマイナンバーカード
- 届出人の本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書

転出届

住み始める日の14日前から

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

📁 お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認書類
- マイナンバーカード



オンラインによる転出届

届出人 本人、同一世帯の方

届け出方法 マイナポータル

📁 準備するもの

- マイナンバーカード
- スマートフォン 等

転居届

転居した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

📁 お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード

世帯変更届

受理した日から効力を生じる

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

📁 お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認書類



届出に伴う手続き色々

印鑑登録 P26 ▲ 住民係

町税・納税 P30 ▲ 税務課

国民健康保険 P33 ▲ 保険年金係

後期高齢者医療 P36 ▲ 保険年金係

国民年金 P32 ▲ 保険年金係

介護保険 P38 ▲ 介護保険係

身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳 P42 ▲ 福祉係

妊婦健康診査受診票

P49 ▲ こども家庭センター

児童手当・児童扶養手当 P50 ▲ 児童係

保健・予防接種 P48 ▲ 保健センター

保育所 P52 ▲ 児童係

児童クラブ P53 ▲ 児童係

小・中学校 P53 ▲ 学校教育課

上水道 P55 ▲ 水道企業団

下水道 P56 ▲ 下水道管理係

その他

・ごみの出し方・ごみ袋について P54 ▲ 環境係

・飼育犬の登録 P57 ▲ 環境係

上記に該当のある方は、それぞれのページに進み、手続きなどを確認してください。

届出・登録・証明・相談

窓口案内

休日証明書発行

平日、役場に来られない方は土・日曜日、祝日(8:30~17:15)に証明書の交付を受けることができます。
(※事前に電子申請又は電話予約が必要)

発行できる証明書は、住民票・印鑑証明書・税関係の証明書などです。

(戸籍証明は除く)

開設時間 8:30~17:15(土・日曜日、祝日のみ)
12月29日~1月3日を除く

各種証明書は、郵送で請求できるものもあります

HPに掲載の郵送申請書に必要事項を記入し、
下記書類を同封のうえ請求ください。

- ・手数料分の郵便小為替
- ・返信用封筒と切手
- ・本人確認書類(マイナンバーカードの写し等)



各種証明書発行(手数料)について…P28 ▶

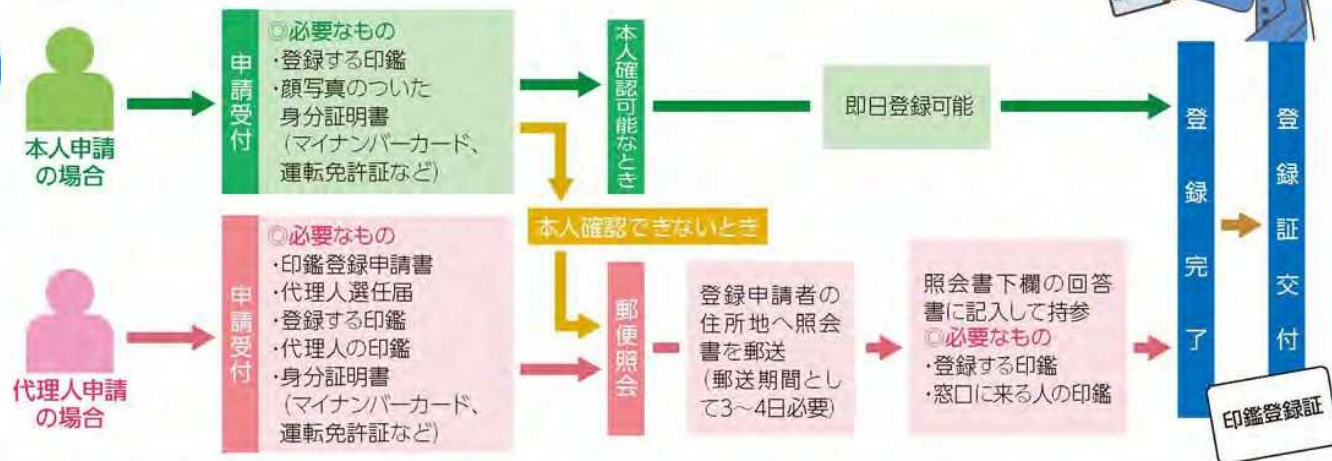
誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1個に限り登録できます。転出すると失効します。認知症などにより意思能力を有しない人は登録できません。

印鑑登録の流れ



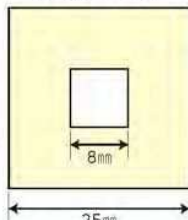
届出・登録・証明・相談



次のような印鑑は登録できません

- 同世帯員が既に登録しているもの
- 住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ゴム印など変化しやすいもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まりきらないもの
- 印影が不鮮明なもの(外枠がない、摩滅している、文字が切れている)
- その他、登録することが適当でないもの

【印影サイズ】



印鑑登録証明書の発行



⚠ 実印・印鑑登録が盗難、紛失にあったら

盗難、紛失した場合は、悪用される危険性がありますので、直ちに「印鑑登録証亡失届」を出しましょう。今までの印鑑登録を廃止して、必要があれば改めて印鑑登録の手続きをします。

詳しくは▶

町民福祉課 住民係 ☎52-5811

◆住民票・印鑑証明がコンビニで取得できます！

『コンビニ交付サービス』は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなどが全国のコンビニエンスストアなどで取得できるサービスです。詳しくは、インターネットで「コンビニ交付」で検索してください。
(<https://www.lg-waps.go.jp>)

- ・必要なもの マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書の搭載が必要)
利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ・利用可能店舗 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオンリテールなど
- ・利用可能時間 6:30~23:00(システムメンテナンス日を除く)

取得できる証明書の種類と手数料

	証明書の種類	手数料	取得範囲
田布施町民	住民票の写し(現在のもの)	200円/1通	本人及び同一世帯の人
	印鑑登録証明書	200円/1通	印鑑登録している本人

・問合せ先 住民票・印鑑登録証明書:町民福祉課住民係 ☎52-5811

広告

この世界で、
この国で、
このじぶん。



柳井支店 柳井市中央2丁目9-14
TEL.0820-22-3211

田布施支店 熊毛郡田布施町波野332-6
TEL.0820-52-2131

平生支店 熊毛郡平生町平生村153-2
TEL.0820-56-3007

上関支店 熊毛郡上関町長島484
TEL.0820-62-0003

柳井南支店 柳井市南町3丁目2-3
TEL.0820-23-8806

パスポート(旅券)の申請および交付

町民福祉課 住民係 ☎52-5811

パスポートには有効期限が10年と5年の2種類あります。

受付窓口
本庁



有効期間10年

※申請時に18歳以上の方のみ申請可能。



有効期間5年

※申請時に18歳未満の方は、5年のパスポートのみ申請可能。

申請

平日9:00~17:00

新規申請

◎必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通
- ・戸籍謄本1通
- ・写真1枚(6か月以内に写されたもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)
- ・本人確認書類(県外の方は住民票1通)

切替 新規申請

◎必要なもの

- ・一般旅券発給申請書1通
- ・残存有効期間が1年未満のパスポート
- ・写真1枚(6か月以内に写されたもの。ふちなし、無帽、無背景で規格にあったもの)(県外の方は住民票1通)

※残存有効期間が1年以上残っていても、パスポートの記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更旅券の申請を行うことができます。詳しくはお尋ねください。

申請日から
11営業日
以降

交付

平日9:00~17:00



受け取りができるのは年齢に関係なく本人のみです。

◎必要なもの ・一般旅券受領証 ・手数料

▶手数料

紙申請手数料

申請の種類	収入印紙	山口県収入証紙	手数料合計
10年用	14,000円	2,300円	16,300円
5年用	9,000円	2,300円	11,300円
5年用(12歳未満)	4,000円	2,300円	6,300円

オンライン申請

マイナンバーカードと政府が運営するマイナポータルを利用して行います。
スマートフォンでマイナポータルにログインし申請してください。

ご用意いただくもの

マイナンバーカード

利用者証明用電子証明書/パスワード及び券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)、署名用電子証明書のパスワード(半角英数字6~16文字)が必要です。



スマートフォン

- マイナポータルアプリのインストールが必要です。
- パソコンで申請する場合も、マイナンバーカードとパスポートを読み取る際にスマートフォンが必要になります。



現在有効なパスポート (切替申請の場合)



申請日から
11営業日
以降

交付

平日9:00~17:00



受け取りができるのは年齢に関係なく本人のみです。

◎必要なもの ・受付票(QRコード) ・手数料

▶手数料

オンライン申請の手数料

申請の種類	収入印紙	山口県収入証紙	手数料合計
10年用	14,000円	1,900円	15,900円
5年用	9,000円	1,900円	10,900円
5年用(12歳未満)	4,000円	1,900円	5,900円

各種証明書発行(手数料)

町民福祉課 住民係 ☎52-5811

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を行いますので、本人確認書類をご持参ください。
ご理解とご協力をお願いします。

本人確認書類一覧(住所が記載されているものは住民登録と同一の住所のものに限ります。)



	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の 名称・種類	●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●マイナンバーカード 上記の内1点で確認	●資格確認書 ●年金手帳 ●年金証書 上記の内2点以上で確認	●学生証(写真付き) ●法人発行の身分証書(写真付き) ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き) 上記の証明書のみでは不可。 分類2との組み合わせで確認

戸籍・住民票関係の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票(☆)	1通 200円	●本人・世帯員による請求…本人確認書類 ●第三者請求…委任状、代理人の本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 200円	
戸籍全部(謄本)・個人(抄本)事項証明書	1通 450円	●本人等請求…請求事由不要 ・本人確認書類
除籍全部(謄本)・個人(抄本)事項証明書	1通 750円	●第三者請求…請求事由必要 ・本人確認書類
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	・委任状
戸籍記載事項証明書	1通 350円	・権限書類(必要に応じて資料の提供や説明を求めます。)
戸籍の附票	1通 200円	※戸籍の広域交付については、下記をご覧ください。
身分証明書	1通 200円	●本人による請求…本人確認書類 ●第三者請求…委任状、代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
独身証明書	1通 200円	●本人のみ申請可能…本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
戸籍の届出受理証明書	1通 350円	●戸籍の届出人による請求…本人確認書類 ●戸籍の届出人以外による請求…届出人の委任状、代理人の本人確認書類
印鑑登録証明書(☆)	1通 200円	●印鑑登録証
印鑑登録	1通 200円	P 26参照
マイナンバー(個人番号)カード再交付	1枚 800円	
マイナンバー(個人番号)カード再交付(特急発行)	1枚 1800円	P 29参照
署名用電子証明書再発行	1枚 200円	

(☆)については、マイナンバーカードを利用して、コンビニ等で取得することができます。

》戸籍証明書等の広域交付

これまで本籍地でのみ請求できた戸籍証明書等が、本人等請求に限り全国の市区町村窓口で請求できるようになりました。

請求できる証明書の種類

- ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・除籍謄本
- ・改製原戸籍謄本
- ※以下の証明書は広域交付の対象外です。
- ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ・コンピュータ化されていない戸籍証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・身分証明書、独身証明書

請求できる方

本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)
※父母の戸籍から除かれた兄弟姉妹の戸籍は請求できません。
※郵送請求や委任状による代理請求では広域交付はご利用できません。

請求に必要なもの

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等の官公署発行の顔写真付身分証明書)
※顔写真のない身分証明書では広域交付はご利用できません。

手数料

上記料金表をご覧ください。



各種相談

相談の種別と窓口

相談の種別	内 容	窓口／詳細
心配事相談	民生委員がそれぞれ対応し、年4回開催します。予約受付は、開催月の初日から行います(土・日・祝日は除く)。	社会福祉協議会 ☎53-1103
無料法律相談	弁護士による法律上の問題、困り事などの相談に応じます。予約制(定員9名) 相談時間は一人20分です。	偶数月第3水曜日 9:00～12:00 住民係 ☎52-5811
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務課 ☎52-5804
困り事相談	人権の侵害や差別で困ったとき、町の行政、国や県の行政に対する要望・相談など 人権擁護委員・行政相談委員が相談に応じます。予約は不要です。	毎月第4月曜日 10:00～15:00 住民係 ☎52-5811
消費生活相談	商品やサービスの契約トラブルなど、消費生活全般に関する相談を受け付けます。	経済課 地域振興係 ☎52-5805

マイナンバーカード申請・受取・更新等 町民福祉課マイナンバー窓口 ☎25-2333

交付申請

- ・マイナンバーカードの交付申請には次の方法があります。
 - ①スマートフォンによる申請
 - ②パソコンによる申請
 - ③証明用写真機による申請
 - ④郵便による申請
 - ⑤田布施町役場で申請
- ※①②③による申請には、申請書に記載の申請書IDが必要です。
- ※申請書を紛失した場合は、マイナンバー窓口で再発行いたします。

受取

- ・マイナンバーカードの交付準備が整いましたら、ご自宅へ「交付通知書(ハガキ)」を送付いたします。
ハガキが届きましたら、下記必要書類をご持参のうえ、マイナンバー窓口までお越しください。
ハガキの送付は、申請からおよそ1ヶ月程度かかります。
- ①交付通知書(ハガキ)
- ②通知カード(マイナンバーカードを初めて受け取られる方)
- ③本人確認書類
 - 1点でよいもの…運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳 等
 - 2点必要なもの…資格確認書、介護保険証、福祉医療受給者証、学生証 等

更新

- ・マイナンバーカードまたは電子証明書の更新のご案内が届きましたら、更新手続きを行ってください。
- ※電子証明書の更新を行わなかった場合、運転免許証や健康保険証としての利用やコンビニ交付サービスが利用できなくなります。

更新種別	有効期限	更新場所
マイナンバーカード	発行から10回目の誕生日	交付申請①～⑤の方法による
電子証明書	発行から5回目の誕生日	田布施町役場マイナンバー窓口

代理人による手続きについて

各手続きについて代理人による手続きを希望される場合は、マイナンバー窓口(☎25-2333)までお問い合わせください。



届出・登録・証明・相談



税金・年金

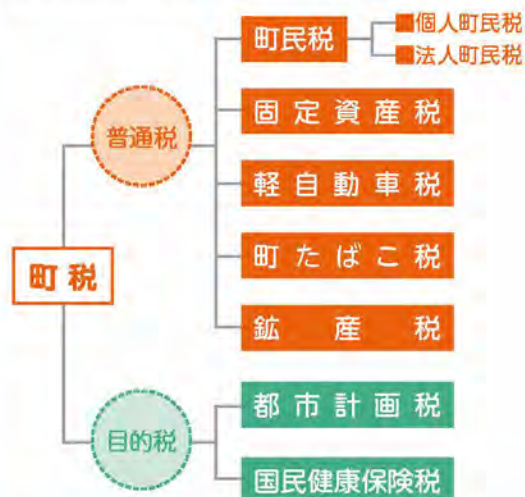
住みよい環境のもとで生活するために、 町税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。



町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

納税の方法

口座振替以外の方には町から納付書を郵送します。
以下の方法により、納期内(31ページに記載)に納付してください。

- 1 町役場で納付
- 2 金融機関の窓口での納付
- 3 コンビニエンスストア等で納付
(対応店舗は納付書に記載)
- 4 納付書に印字されているQRコードを
以下の環境で読み取って納付

・地方税統一QRコード対応スマートフォンアプリ
・地方税お支払サイト

※スマートフォンアプリの利用方法については、
各サービス事業者にお問合せください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

納税は **便利** **確実** **安心** な
「口座振替」がおすすめです!



【取扱金融機関】

山口銀行・西京銀行・東山口信用金庫・山口県農業
協同組合・ゆうちょ銀行

【申込方法】

各金融機関窓口にてお申し込みください。申込用紙
は、役場または町内各金融機関に備えてあります。

必要なもの・取引印(通帳届出印)

【口座振替の開始】

口座振替申込用紙をご提出いただいた翌々月の納
期から振替となります。(振替日は納期の末日)

納税のご相談は…税務課 ☎52-5804

広告

田中孝道税理士事務所

税理士 田中 孝道

いつでもお気軽にご相談ください。

- 税務相談
- 税務書類作成
- 会計事務代行・指導

田布施町下田布施434

TEL.0820-53-1055

FAX.0820-53-1633

税関係の証明書の発行

証明書の種類	内 容	手数料
町民税	所得証明書	所得金額の証明 1通 200円
	所得課税証明書	所得金額、所得控除および税額の証明 1通 200円
	課税証明書	課税についての証明 1通 200円
	営業証明書	法人事業所の営業の証明 1通 200円
	所在証明書	法人事業所の所在地の証明 1通 200円
固定資産税	評価証明書	資産の評価額の証明 1通 200円
	公課証明書	課税標準額、税相当額の証明 1通 200円
	名寄帳	納税義務者の資産の一覧 1通 200円
	住宅用家屋証明書	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明 1通 1,300円
納税	納税証明書	納められた税額の証明 1通 200円
	滞納のない証明書	全ての税目において滞納がないことの証明 1通 200円
	軽自動車税継続検査用	軽自動車税の未納がないことの証明 無料

税金の種類	納税義務者	納 期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町 民 税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期			4期		
		給与からの特別徴収：毎月(6月～翌年5月)											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固 定 資 産 税	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人		1期		2期					3期		4期	
軽 自 動 車 税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人		全期										
国民健康保険税	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											

【税務課】町民税・固定資産税・軽自動車税 【健康保険課】国民健康保険税

ネットが便利 申告・納税

エル タックス イータックス
eLTAX・e-Tax
(地方税) (国 税)

国税や地方税の申告・納税の手続きを電子的に行うシステムです。

窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。

▶ 県税・国税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について (法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	柳井県税事務所	23-2121
国税について (所得税、相続税、贈与税など)	光税務署	0833-71-0166

▶ 税に関する証明が必要なとき

税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P30 ▶

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認ができるものをお持ちください。

本人・同一世帯の親族以外の方が請求される場合は委任状が必要です。

広 告

社会保険労務士は、事業主の皆さまのパートナーとしてあなたのビジネスをバックアップします。

今井社会保険労務士事務所
田布施町大字波野字配原2206番地
TEL.0820-52-4132
FAX.0820-52-4137

Management
加藤会計事務所
<https://www.big-management.jp>
相続税法の改正で課税対象者が増加、ますます必要となる相続税対策、できていますか。
いつでもお気軽にご相談ください。
● 税務相談 ● 税務書類作成
● 会計事務代行・指導
〒742-1511 田布施町下田布施1086-4
TEL.0820-53-0202

労務相談(採用～退職/働き方改革/女性活躍/次世代法など)
就業規則、賃金規程、育児介護休業規程などの相談・作成
社会保険・労働保険の事務手続き代行(電子申請対応)
給与計算代行/助成金の相談・申請/年金請求支援
労災保険特別加入(労働保険事務組合 提携)

こんなお悩みありませんか?
□ 手続きが複雑で、いつも悩みにしている
□ 就業規則が古くて不安、見直したいけど時間が無い
□ 自分だけで対応するのは不安を感じてしまう
□ 何から対応していいのかわからない、相談できる人がいない

社会保険労務士事務所 ホワイトワーク
社会保険労務士 キャリアコンサルタント 代表 田中 伸二
やまぐち働き方アドバイザー Tanaka Shinji
〒742-1513 山口県熊毛郡田布施町麻郷団地6番地
携帯電話: 090-7540-8608 FAX: 050-3457-4787
メールアドレス: sr.white.work@gmail.com
「親しみやすさ」と「寄り添う」をモットーに

国民年金とは

国民年金制度は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人全員が加入し、思わぬ病気やけがで障害者となったり、一家の働き手を失ったときや老後の生活などを安定させるために、年金により経済的な援助を行う制度です。

国民年金加入者

第1号被保険者



- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく全国一律です!

第2号被保険者



厚生年金に加入している人

- 会社員
- 公務員

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

第3号被保険者



第2号被保険者の被扶養配偶者

任意保険加入者

次の場合は希望により加入することができます。

- ① 60歳以上65歳未満の人
- ② 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 60歳未満で老齢年金を受けられる人

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付期間(免除も含む)が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障害者になった人が受けられる年金です。 ※受給要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合に、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したときに婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

このようなときは届出を

具体例	期 間
加入者が死亡したとき	14日以内
厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	
会社などを退職したとき	
年金を受けようとするとき	受給対象になったとき
年金を受けていた人が死亡したとき	14日以内

※手続きに必要な書類については、年金加入者一人一人の状況によって異なります。

保険料の免除制度があります

まずは申請を!

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、条件により全額、または一部を免除する制度があります。

学生納付特例制度

学生の場合は、申請により在学中の保険料の納付を猶予する制度があります。

納付猶予制度

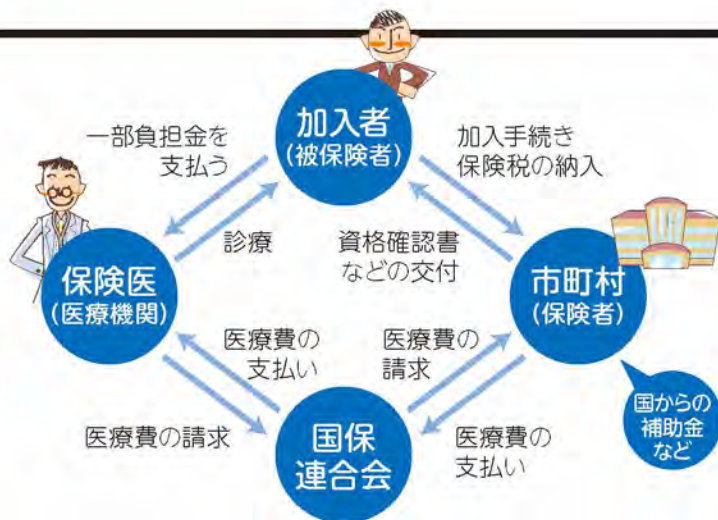
50歳未満の人は、申請により保険料の納付を猶予する制度があります。



保険・健康

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、みんなで保険税を出し合い、必要な医療費に充てる(給付)という助け合いの制度です。



こんなときは届出を

健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、
14日以内に健康保険課へ届出をしてください。



	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に 加入するとき	他市区町村から転入したとき	・転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険の資格喪失日がわかる書類
	子どもが生まれたとき	・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知
国民健康保険を 脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	・国民健康保険資格確認書など
	職場の健康保険に加入したとき	・国民健康保険資格確認書など ・職場の健康保険の資格取得日がわかる書類
	生活保護を受けるようになったとき	・国民健康保険資格確認書など ・保護開始決定通知
	死亡したとき	・国民健康保険資格確認書など ・死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・国民健康保険資格確認書など
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	・国民健康保険資格確認書など
	就学により別に住所を定めたとき	・国民健康保険資格確認書など ・学生証など

※届出には、上記のほか、マイナンバーのわかる書類(マイナンバーカードなど)、本人確認ができる書類などが必要になります。



この街と生きていく

☺☺ Face to Face

東山口信用金庫

田布施支店

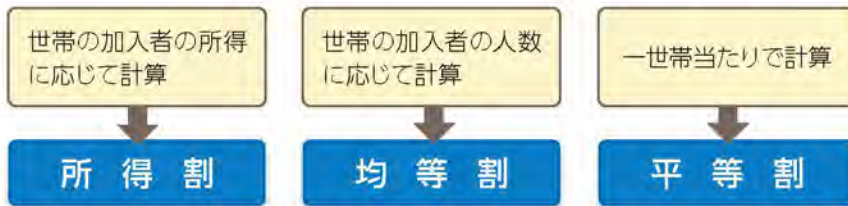
田布施町大字下田布施899-15

T E L 0820-52-2105



▶ 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。



⚠ 保険税を滞納すると

医療費をいったん全額自分で支払わなければならないとなります。
また、国保の給付が差し止められます。

国民健康保険で受けられる給付

国保に加入していると、医療機関や薬局にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。



保
険
・
健
康

病気やけがで受診したとき

自己負担割合に応じた一部負担金を支払うことで医療を受けることができます。

- 診察・検査 ● 病気やけがの治療
- 薬や注射などの処置 ● 入院および看護
- 在宅療養（かかりつけ医による訪問診療）

病気やけがで入院したとき

入院したときは、薬にかかる費用とは別に、食事代などが必要になります。

いったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、申請して審査で認められれば、自己負担を除いた額があとから支給されます。

- マイナ保険証、資格確認書を持たずに診療を受けたとき
 - 手術などで輸血に用いた生血代※
 - コルセットなどの治療装具代※
 - はり、きゅう、あんま、マッサージの施術代※
 - 海外渡航中に受けた治療代（治療目的の渡航を除く）
- ※医師が必要と認めた場合

子どもが生まれたとき（出産育児一時金）

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

死亡したとき（葬祭費）

加入者がなくなったときに、葬祭を行った人に5万円が支給されます。

医療費が高額になったとき（高額療養費）

重い病気や大きな手術などで保険診療を受け、1か月の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により、高額療養費が支給されます。マイナ保険証または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。

高額介護合算療養費

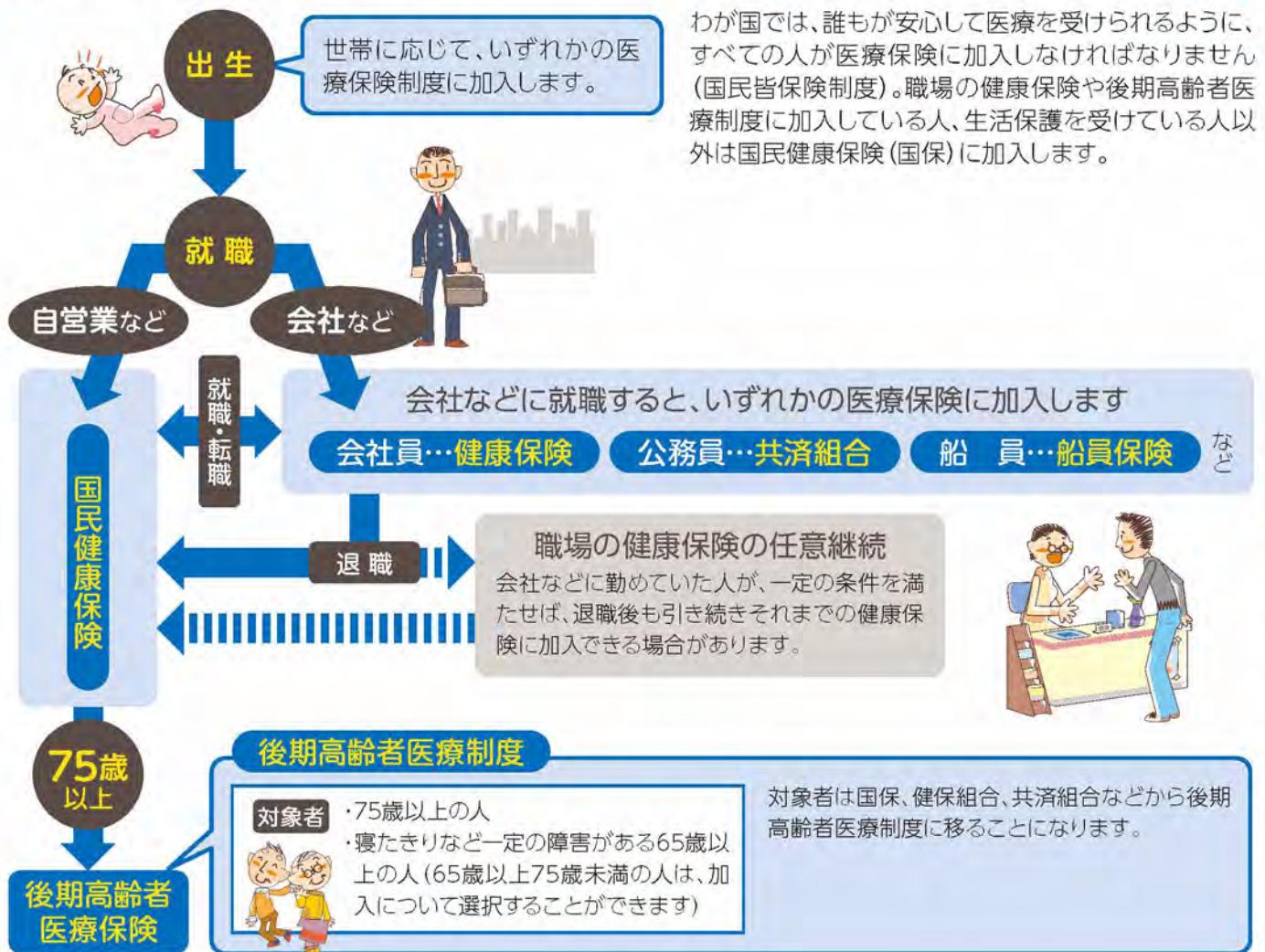
同世帯内で、国民健康保険と介護保険のそれぞれの自己負担額（8月受診～7月受診の1年分、またその期間の高額療養費相当分を除く）を合算した金額が、一定の基準を超えた場合は、申請により、超えた額が支給されます。

移送費がかかったとき（移送費）

緊急でやむを得ず、医師の指示により重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して審査で認められれば、移送に要した費用が支給されます。

交通事故などにあったとき

交通事故など他人の行為（第三者行為）によってけがなどをした場合は本来、その費用は加害者が負担すべきものですが、被害者が希望すれば、届け出を行うことで、国保で診療を受けることができます。



保険・健康



広告

こんばるどうしんきゅうせつこつじん 金春堂鍼灸接骨院

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:00	○	○	/	○	○	○	△
15:00~19:30	○	○	/	○	○	○	/

▲日曜日/8:30~13:30

●お休み/水曜日・祝日・お盆・年末年始

**捻挫・肉離れは当院に
すぐ診させていただきます**

柳井市柳井1532-1(TRIAL近く)

☎(0820)25-3625

捻挫・肉離れ・打撲・スポーツ外傷・交通事故治療・美容鍼
骨盤矯正・冷え性予防・外反母趾改善・その他お身体の痛み
お悩み等ございましたら当院に来院してお話聞かせてください

金春堂鍼灸接骨院は
レノファ山口のクラブサポーターです

後期高齢者医療制度

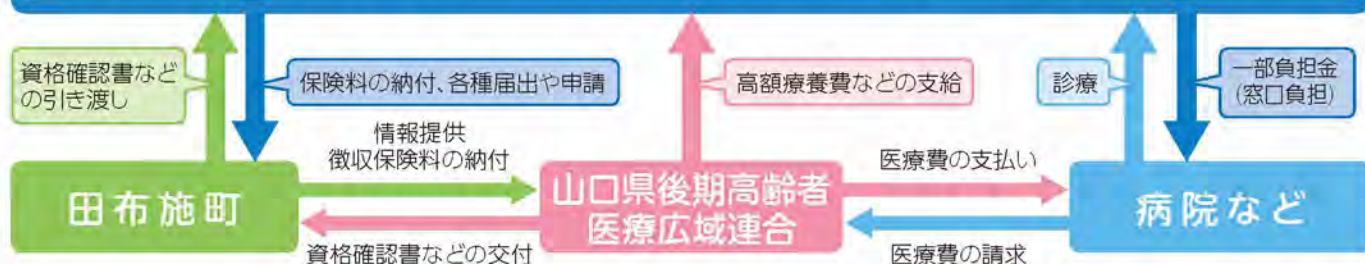
健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

制度のしくみ

後期高齢者医療制度の運営は、山口県内のすべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合 ☎083-921-7110(代)」が行います。

被保険者(山口県内に居住の方)

- 75歳以上の方 75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方 認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。



後期高齢者医療保険料

健康保険課 賦課徴収係 ☎52-5809

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額

被保険者全員が
均等に負担

所得割額

被保険者の所得
に応じて負担

年間保険料

4月から翌年3月
まで

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算し、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算に含みません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

保険料の納め方

保険料は、原則として公的年金から天引きされます。

特別徴収

受給する公的年金からの天引き

次に該当する人

- ① 公的年金受給額が年額18万円以上の人
- ② 介護保険料が公的年金から天引きされ、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が公的年金受給額の1/2以下の人

※年金を複数受給されている人は、年金の種別により、天引きする優先順位があります。

普通徴収

町から送付される納付書または
口座振替により納付

次のいずれかに
該当する人

- ① 特別徴収の事由に該当しない人
- ② 75歳になったばかりの人や、他市区町村から転入したばかりの人

保健事業

保健センター ☎52-4999

町が実施する保健事業には、次のようなものがあります。

成人のための保健事業

健康教育

事業内容 生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習

健康・栄養相談

事業内容 糖尿病・高血圧などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人への保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談

こころの相談

事業内容 不眠・うつ等で悩んでいる人への精神保健福祉士等によるこころの相談

住民検(健)診 ㊦ 右記へ

事業内容 特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診、歯科健診等

訪問指導

事業内容

糖尿病・高血圧などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人への保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導

带状疱疹ワクチン予防接種

事業内容

当該年度に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる人及び、60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な人の希望者に対し、接種費用の一部を補助

インフルエンザ予防接種・新型コロナ予防接種

事業内容

65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し接種費用の一部を助成

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

事業内容

65歳の人及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し接種費用の一部を助成

その他

献血

事業内容

町内で移動献血車による献血を実施

休日夜間応急診療所 ▶P19へ

事業内容

休日等の昼間と平日の夜間における応急処置などのために、休日夜間応急診療所を開設しています。

このほかにも、保健センターでは健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。
詳しい内容や日程は、毎月発行する広報紙をご覧ください。



保険・健康

住民検(健)診

町の住民検診は、個別検診と集団検診の2通りの方法で行います。それぞれ受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。



個別検診

委託医療機関で実施します。

集団検診

各公民館等で実施します。

検診項目	対象者	検査内容	個別検診	集団検診
特定健診※	40歳～74歳の国保加入者	身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖・貧血)、尿検査、心電図検査(特定健診のみ)	○	○
後期高齢者健診※	後期高齢者医療加入者		○	
大腸がん検診	40歳以上の人	検便(潜血反応)	○	○
胃がん検診	40歳以上の人	胃部X線撮影(バリウム)		○
結核・肺がん検診	40歳以上の人	胸部X線撮影・喀痰検査(該当者)		○
前立腺がん検診	50歳～74歳の男性	血液検査(PSA)	○	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年)	子宮頸部細胞診	○	○
乳がん検診	40歳以上の女性(隔年)	乳房X線撮影(マンモグラフィ)	○	○
肝炎ウイルス検診	40歳以上で、以前に検査を受けた人および現在治療中の人を除く	血液検査 (B型肝炎ウイルス検査) (C型肝炎ウイルス検査)	○	
歯科健診	20・30・40～70歳の人	むし歯、歯周病健診、個別指導	○	

※特定健診及び後期高齢者健診の問い合わせ先は、健康保険課保険年金係 ☎52-5809になります。

》40歳～74歳の方へ 特定健診の受診を

健康保険課 保険年金係 ☎52-5809

本町国保では、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に的を絞った特定健診を行い、その結果に基づいて、メタボリックシンドロームの改善・予防のための特定保健指導を行っています。ぜひご利用ください。

介護保険制度

健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

介護保険制度は、40歳以上のみなさんが、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときに介護保険サービスを利用できるしくみです。

田布施町(保険者)

介護保険制度の運営を行います。

- 要介護の認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

田布施地域包括支援センター

☎53-1292

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援など

社会福祉士

ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス提供事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められると、介護保険のサービスを利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、田布施町の認定を受け、サービスを利用します。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要になったとき、田布施町の認定を受け、サービスを利用します。

医療保険に加入している人

保険料は加入している医療保険に上乗せして納めます。

広告

社会福祉法人 施福会

田布施町大字宿井406番地

TEL.(代) 0820-53-1294

FAX. 0820-53-2940

特別養護老人ホーム たぶせ苑

TEL.0820-53-1294

たぶせ苑 デイサービスセンター

TEL.0820-53-1294

障害者支援施設 勝楽園 TEL.0820-53-1295

グループホーム みずき TEL.0820-51-1200

田布施町 田布施地域包括支援センター TEL.0820-53-1292

たぶせ苑 訪問介護支援事業所 TEL.0820-53-1293

たぶせ苑 居宅介護支援事業所 TEL.0820-53-1297

入所や介護について相談等ございましたら、お気軽にご相談ください。



広告



有料老人ホーム
デイサービス

もよん

- ♥良心価格
- ♥併設のデイサービスが利用できます。
- ♥小規模で目が行き届きます。

安心の24時間
看護師による対応で!!



●お気軽にお問い合わせ下さい。

田布施町大字麻郷2932-13

TEL.0820-55-5501

要介護認定までの流れ

健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

サービスを利用するためには、申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。
介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センターや健康保険課長寿支援係に相談しましょう。

認定の申請



サービスの利用を希望する人は、田布施町役場 健康保険課 長寿支援係で認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- マイナ保険証
- 提出者の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証等)

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院に訪問し、心身の状況などを調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

訪問調査票、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1
- 非該当

原則として申請から30日以内に結果通知書と被保険者証を郵送します。
要介護度に応じて、利用できるサービスや月々の利用限度額などが違います。

介護サービス(要介護1～5)

自分らしい、自立した生活を送ることを目標として、介護サービスが利用できます。

介護予防サービス(要支援1・2)

心身の状態の維持・改善を目指し、適切な介護予防のサービスが利用できます。

介護予防事業

介護保険サービスは利用できませんが田布施町が行う介護予防事業が利用できます。

介護・福祉

介護保険サービス

健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。
事前にケアマネジャーに相談や、直接施設に相談し、利用することができます。

自宅で受けるサービス

●訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

●訪問入浴介護

移動入浴車などが家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

●訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●訪問リハビリテーション

リハビリの専門職(理学療法士や作業療法士、言語聴覚士)が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、家庭を訪問し、栄養上の管理や指導をします。

生活環境を整えるサービス



●福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。要介護度により利用の制限があります。

●福祉用具購入

入浴や排泄などに使用する福祉用具を指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

●住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修の費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設に通うサービス



●通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

●通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、リハビリテーションなどが日帰りで受けられます。

短期の入所サービス



●短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

施設サービス



●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が対象の施設です。

●介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。

●介護医療院

病状は安定しているものの、長期間にわたり療養や医療が必要な人が対象の施設です。

地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。(原則、利用者は、町内在住者に限る) サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

介護予防・日常生活総合支援事業

➡ 健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

介護保険の要介護(要支援)認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟な介護予防のためのサービスを利用することができます。

▶利用までの流れ

地域包括支援センターで基本チェックリストを受けます。

基本チェックリストとは、介護の状態となりやすい生活機能の低下がないか、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ病、閉じこもりなど25項目の質問票です。

介護予防・日常生活支援総合事業

みなさんの生活に合わせた柔軟なサービスを提供します。介護予防に取り組みましょう。

●訪問型サービス

簡易な基準により民間事業者等が提供する生活援助サービスです。

●通所型サービス

ミニデイや運動、レクリエーション運動など

●その他の生活支援サービス

地域住民やボランティアが主体となり、定期的に見守りや自立支援に役立つ生活支援を行っています。

生活機能の低下がみられた人

(介護予防・生活支援サービス事業対象者) 介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

自立した生活が送れる人

(基本チェックリストを受ける必要はありません) 一般介護予防事業が利用できます。(65歳以上すべての人が対象)

一般介護予防事業

介護予防に取り組みやすい環境を整えます。

いきいき百歳体操の体操教室 たばせ茶屋 地域の人々が気軽に集える住民主体の集いの場など

その他の事業

➡ 健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

認知症総合支援事業

認知症の発症リスク低減のため、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加の促進による引きこもり予防を支援します。

地域住民が、専門職等と認知症の人やその家族を支える支援体制づくり。(チームオレンジ)

「軽度認知障害(MCI)」(健常者と認知症の中間にあたる段階)について普及啓発

在宅医療・介護連携推進事業

医療ニーズ及び介護ニーズ等の多職種の連携

任意事業

介護給付費適正化

成年後見制度利用支援

認知症サポーター

生活支援体制整備事業

各地域の協議体から、庭の草刈りや庭木の伐採など、住環境の改善を行うグループを支援しています。

田布施地域包括支援センターは高齢者のみなさんの生活をサポートします。

総合相談

介護、福祉、保険、医療に関する総合窓口です。

介護予防教室に
参加したい



権利擁護

高齢者に対する虐待に関する相談や金銭管理、成年後見制度の周知・支援

悪質な訪問販売
で困ってる



包括的・継続的 ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりの支援

これからもこの街で
暮らしていきたい



介護予防 ケアマネジメント事業

要支援者及び事業対象者（基本チェックリストの判定により総合事業の対象とされた人）が要介護状態となることを予防する支援

最近物忘れが
ひどくなってきて



※田布施地域包括支援センターの運営は、社会福祉法人に委託しています。

高齢者福祉

健康保険課 長寿支援係 ☎52-5809

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者の状態に応じたサービスを提供しています。

高齢者福祉タクシー 利用助成

タクシーを利用しての通院、買い物など、高齢者の移動手段として在宅生活を支えるサービスです。75歳以上のひとり暮らし、または75歳以上のみの世帯で、運転免許がなく、必要があると認められる人に年間最大48枚（日中独居となる人は年間最大24枚）の割引証を発行します。

介護用品（紙おむつ等）の 支給事業

要介護4または5と認定された高齢者や、認知症で失禁状態が継続すると認められる高齢者等の家族介護者の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ、紙パンツまたは尿取りパッドを支給します。

緊急通報体制事業

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で日常生活に注意を要する方に緊急通報装置を設置。緊急事態に対する不安の解消、生活サポートに対する各種相談サービス等を行います。

設置者から緊急連絡があった場合は消防署に通報し、生活サポートの相談等を受けた場合は、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。

老人保護措置

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置します。

高齢者等見守りネットワーク

高齢者等に対する地域の見守りを実施し、支援が必要な高齢者等を発見した場合に迅速に対応できる体制です。民間事業所と協定により、町、町社会福祉協議会、協力機関等と協力して高齢者等を見守り支援します。

敬老イベント事業

地域の皆さんと高齢者がお互いに支え合い、つながりを深める敬老イベントを町が支援します。



広 告

夜空に輝く・星のように
ひとりひとりが輝ける場所に



株式会社
星天の和(せいてんのなごみ)
代表 0820-25-1350
FAX 0820-25-1383

小規模多機能型居宅介護

縁(えん)

0820-25-1357



小規模
多機能型
居宅介護

縁



グループホーム

天晴

グループホーム

天晴(あっぱれ)

0820-25-1358

〒742-1511

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施384-3

障がい者福祉

町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障がい者手帳、または特定疾患医療受給者証をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、ご相談ください。



身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を!

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

《受付窓口は、町民福祉課福祉係》

各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で介護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。なお、障がいの程度、本人および扶養義務者の所得などの支給要件があります。

福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)の発行 ☎52-5810

重度の障がいがある人に福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)を発行します。県内の病院などで診療を受けるときにこの受給者証とマイナ保険証・資格確認書を提示することで、保険診療分の自己負担額が助成されます。県外で受診した場合は、改めて自己負担額の償還払交付申請が必要です。

◆対象者

所得制限内の人で次の①～③のいずれかの要件を満たす人

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
- ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ④障害基礎年金1級を受給している人

広 告



指定障害者支援施設

社会福祉法人 城南学園

〒742-1504

田布施町大字川西1144番地

その人らしく 笑顔あふれる生活を

《基本理念》

- ♥ 利用者の人権を守り、「笑顔のある生活」をおくることができるよう支援します。
- ♥ 利用者の思いを受け止め、「信頼される福祉専門職員」となるよう努めます。
- ♥ 地域と共に歩み、「地域の福祉の向上」に寄与します。

城南学園の事業

- 生活介護・施設入所支援・短期入所事業(3事業所)
Tel 0820-52-2554 Fax 0820-52-3959
- グループホーム(共同生活援助事業)
Tel 0820-52-2554 Fax 0820-52-3959
- 地域生活支援センターたんぽぽ
(相談支援事業(障害者相談支援事業・基幹相談支援センター等機能強化事業)・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業相談支援事業)
Tel 0820-52-2678 Fax 0820-52-2678
メールアドレス tanpopo2678@waltz.ocn.ne.jp
- 指定多機能型事業所たんぽぽの家(児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業・日中一時支援事業)
Tel 0820-25-1010 Fax 0820-25-1010

ウェブサイト <https://jounan.or.jp/>

》サービス一覧

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。
 なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳
 ※各種手帳などをお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内 容	お持ちの手帳が 対象となるサービス		
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。	身	-	-
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具、(ストマ用装具、紙おむつ)などの支給を行います。	身	療	-
自立支援医療費 (更生医療)の支給	支給要件に該当する人(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。	身	-	-
自立支援医療費 (育成医療)の支給	身体に障がいや病気がある児童(18歳未満)に対して、生活の能力を得るために必要な医療費を支給します。			
自立支援医療費 (精神通院医療)の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。			
自立支援給付 (障害福祉サービス) および 地域生活支援事業	障がいのある人々が、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。 障害福祉サービス (介護給付・訓練等給付) 日中活動系サービス 療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など 居住系サービス 施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など 訪問系サービス 居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護など 地域生活支援事業 日中一時支援事業・移動支援事業等・指定相談支援事業・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など			
障害児通所給付	児童発達支援……小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス…学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。			
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃や有料道路通行料、NHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。	身	療	精



介護・福祉

生活保護

山口県東部社会福祉事務所 ☎22-3777 町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産、多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。
 山口県東部社会福祉事務所または、田布施町役場町民福祉課福祉係にご相談ください。

広 告



Farm land
ファームランド

障害者就労継続支援B型事業所

田布施町大字川西683番地3

TEL(0820)51-2085

FAX(0820)51-2086

＝配食サービス事業＝

委託業者が昼間の食事を登録者の実情に応じて週2回以内で配達します。配食に併せて利用者の安否確認をします。

◆対象者(利用できる方)

町内に居住し、次のいずれかに該当する方

- (1) 概ね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で調理が困難な人
- (2) 身体障害者手帳1・2級保持者で調理が困難な人

◆利用料

食事代の実費の内300円を補助するため、残りが自己負担となります。

◆手続き

所定の申請書を町社会福祉協議会へ提出する。
(地区担当民生委員の意見聴取が必要です。)

普通食

低たんぱく食

カロリー調整食

ムース食

＝寝具洗濯乾燥消毒サービス事業＝

寝具等の衛生管理を実施するため業者が寝具を回収し、洗濯・乾燥・消毒を行います。(年2回以内)

◆対象者(利用できる方)

町内に居住し、次のいずれかに該当する方

- (1) 概ね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で寝具等の衛生管理が困難な人
- (2) 身体上慢性疾患の者であって老衰、心身の障害又は傷病等の理由により寝具等の衛生管理が困難な人

◆利用料

掛け・敷布団各1枚250円、毛布1枚100円、枕1個50円

◆手続き

所定の申請書を町社会福祉協議会へ提出する。
(地区担当民生委員の意見聴取が必要です。)

＝救急医療情報キット配布事業＝

ひとり暮らしの高齢者等の安心安全を確保するために、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備えるものです。

「もしも…」のときに、かけつけた救急隊員がキットの情報を確認することで、適切で迅速な処置が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行えます。

◆対象者(利用できる方)

町内に居住し、次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の人(日中独居を含む)
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の被交付者(日中独居を含む)
- (3) その他町長が認める人

◆利用料 無料

◆申請及び配布方法

民生委員又は町社会福祉協議会を通じて申請書を提出後に、キットの配布を受ける。



＝訪問理美容サービス事業＝

在宅で理容・美容院に行くことが困難な方に、訪問理美容を行います。(年6回以内)

◆対象者(利用できる方)

町内に居住し、次のいずれかに該当する方

- (1) 概ね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で一般の理美容サービスを利用することが困難な人
- (2) 身体上慢性疾患の者であって老衰、心身の障害又は傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な人

◆利用料

1回2,000円を上限として助成します。超える金額は自己負担となります。

◆手続き

所定の申請書を町社会福祉協議会へ提出する。
(地区担当民生委員の意見聴取が必要です。)



介護・福祉

＝出産祝い事業＝

新生児(出産時に田布施町内に住所を有し、1歳の誕生日の月末までの間)と同一世帯に属し、当該新生児を養育している方にお祝い金とおしりふきをお渡しします。

◆お祝い金

1子につき1万円

◆おしりふき

2か月に1回贈呈(計6回贈呈)

◆手続き

所定の申込書と必要書類(母子健康手帳、印鑑)を町社会福祉協議会へ提出。

＝子育て用品の貸出し＝

子育て用品購入までの間や里帰り出産、お孫さんの帰省などにお使いください。

◆貸出品

ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーカー、ベビーバス、ベビーベッド、ハイチェア、歩行器など

◆料金

無料

◆貸出期間

原則1か月(延長の場合は相談に応じる)



＝福祉車両の貸出し＝

高齢者等の移動手段や障がいのある方の社会参加活動を支援し、障がい者福祉の向上を図るため、障害者団体の諸行事や活動に対しリフト付バス等の車椅子用車両の貸出しを行っています。

＜車両の種類＞

○車椅子対応車両(軽自動車)…3台



子育てサポートカレンダー

就学までの成長にあわせたサポートカレンダーです。
忘れないようにチェックしましょう。

妊娠がわかったら

赤ちゃんが生まれたら 2か月 3か月

届け出
など



たぶせ子育てアプリ



P.49 母子健康手帳



P.24、25 出生届



手当・助成
など



P.49 妊婦一般健康診査

産婦健診



P.50 乳幼児等医療助成

妊婦支援給付金



P.34 出産育児一時金

P.49 未熟児養育医療給付

P.49 各種手当・制度

HELP!

新生児聴覚検査



P.50 児童手当

P.49 乳児一般健康診査
(1・3・7か月)

パパママセミナー
妊婦相談

育児相談(就学まで)



P.49 訪問指導

- 新生児訪問
- こんにちは赤ちゃん訪問

保健・相談
教室など



産前・産後サポート事業(産後1年まで)

産後ケア事業(産後1年まで)



定期
予防接種



P.48 予防接種

広告

Ace School

☎ 0820 52 6886

☎ 090 1337 4136



742-1511 山口県田布施町下田布施840-7

エース スクール

英会話

ascuk@hotmail.com



4か月 1歳 3歳 就学

各施設の受入年齢により、
保育所へ入所できます。

P.52 保育所

小学校への入学

P.53 入学準備

ちょっと子どもを預かってほしい

HELP!

- 一時保育…P.51
- やないファミリー・サポート・センター

P.50 ひとり親家庭

HELP!

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療費の助成

P.53 就学援助制度

こんにちは赤ちゃん教室

離乳食教室

もうすぐ1歳児教室

ことばと発達の相談会

5歳児相談

P.51 幼児健康診査(1.6歳、3歳)



小児救急電話相談 〔無 料〕

夜間の子どもの急病時、病院に行った方が
良いか判断に迷った
時にご利用ください。
小児科医師・看護師が相談に応
じます。



●プッシュ回線・携帯電話
#8000

●すべての電話
☎083-921-2755

午後7時～翌朝8時 年中無休

休日当番医については、
P19をご覧ください。



子育て・教育



こども家庭センター 『にこにこ田布施』

☎53-2525

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな悩みを相談で
きる総合窓口です。

▶設置場所

田布施町保健センター内

▶開所時間

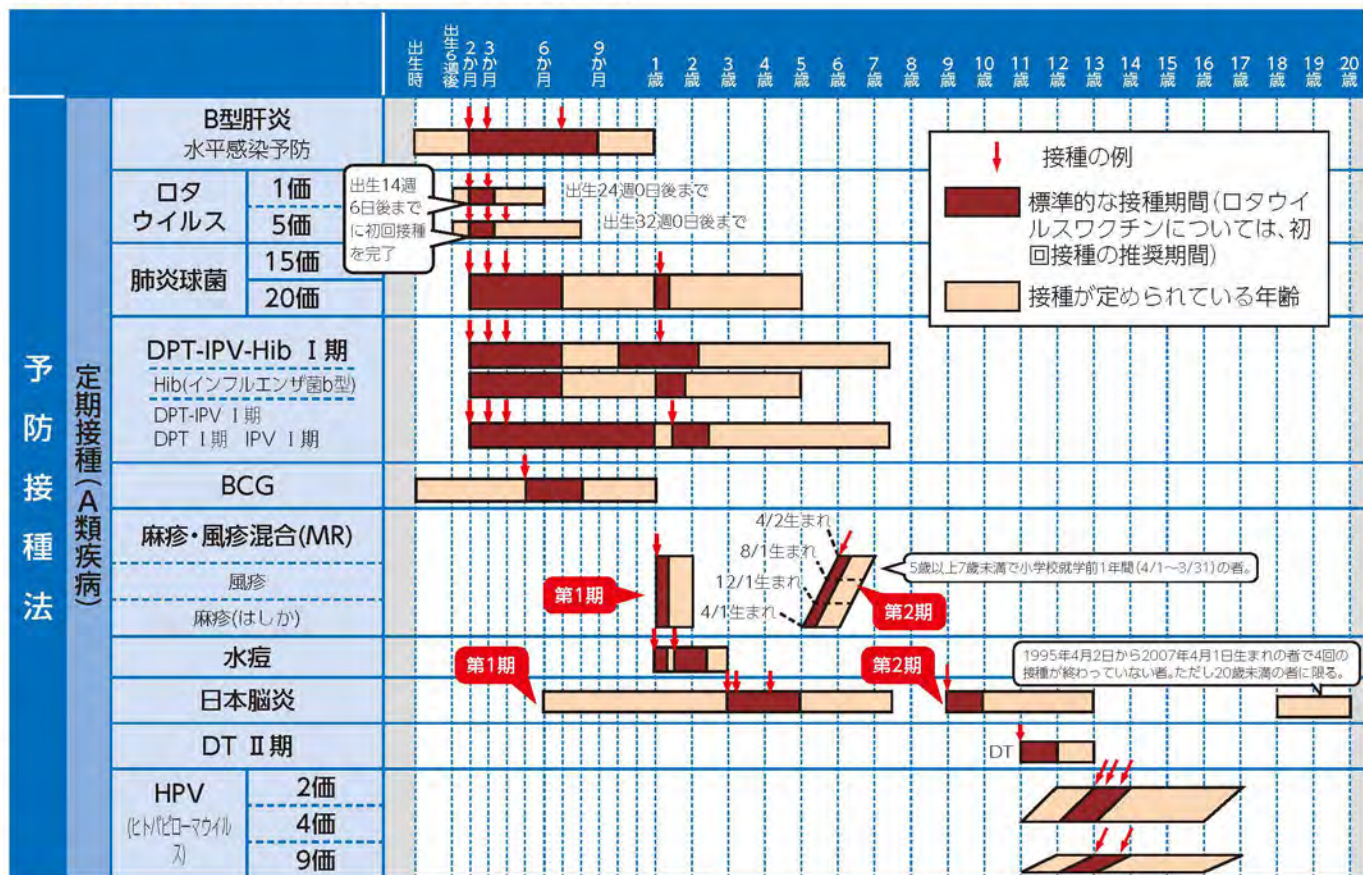
月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

定期予防接種

保健センター ☎52-4999

予防接種は、一人一人が健康状態の良いときに接種できるよう、県内の委託医療機関で個別に行っています。決められた回数を望ましい接種時期に受けられるよう、下記の表を参考に接種のスケジュールをたてて、受け忘れがないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

▶必要な書類 ●母子健康手帳 ●予防接種予診票



子育て・教育



母子保健事業

📄 届け出など

母子健康手帳



妊娠の届出をされると母子健康手帳を交付します。この手帳は妊娠中の記録、出産の状況、子どもの成長、予防接種の状況などの記録が書き込める大切なものです。妊娠の届出はお早めに。(たぶせ子育てアプリで届出ることができます)

交付場所 こども家庭センター

必要な書類

- 妊娠届出書

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

📄 母子健康手帳をなくしたときは

手帳を紛失してしまったら、保健センターに相談してください。再発行します。

👩 訪問指導

新生児訪問指導

新生児を対象に、保健師が各家庭を訪問し、相談に応じます。

こんにちは赤ちゃん訪問

保健師と地域の母子保健推進員が、各家庭を訪問し、育児相談・母子保健事業の案内を行います。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

📄 届け出など

出生届



出生届は、生まれた日を含めて14日以内に提出することが法律で定められています。届け出のできる場所は、本籍地または所在地、赤ちゃんの出生地です。

必要な書類

- 出生証明書 ●母子健康手帳 ●父または母の印鑑

問合せ 町民福祉課 住民係 ☎52-5811

📄 慌てないために

出生届、児童手当の申請は、書類をまとめておくと何度も役場に行かずに済みます。

必要な書類 ●通帳 ●印鑑

📄 届け出など

たぶせ子育てアプリ

スマートフォンやタブレット端末、パソコンを使い、妊娠から出産・子育てのサポートをするアプリです。日々の成長記録や予防接種のスケジュール管理など、子育てに役立つ機能がたくさんあります。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

👩 手当・助成など

妊産婦・乳児一般健康診査

妊娠中に健康診査にかかる費用(最大14回)、産後の健康診断にかかる費用(2回)の助成を行います。また、1か月・3か月・7か月の乳児の健康診査にかかる費用の助成を行います。

受診時には

- 妊婦一般健康診査受診票または乳児一般健康診査受診票に必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内の委託産婦人科・小児科医療機関で利用できます。医療機関におたずねください。
- 県外の医療機関での受診を希望される方は、お問い合わせください。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

👩 手当・助成など

妊婦支援給付金



- ①妊娠届出時に申請 50,000円
- ②出産後赤ちゃん訪問時に申請 50,000円
申請し承認されれば妊婦名義の口座へ上記金額を振り込みます。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

👩 手当・助成など

未熟児養育医療給付



原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

👩 訪問指導

産前・産後サポート事業

子育て経験者などが家庭を訪問し、相談に乗ったり、家事や育児の一部を介助したりします。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525

👩 訪問指導

産後ケア事業

出産や育児の疲れ等で体調がよくない時に、医療機関や自宅で心身のケアや育児サポートを受けることができます。

問合せ こども家庭センター ☎53-2525



子育て・教育

👤 手当・助成など

乳幼児子ども医療費の助成

子どもが医療機関にかかった時、保険診療での医療費の自己負担分を助成します。

対象者

田布施町に住民登録があり、健康保険に加入している乳幼児及び子ども(0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

※生活保護受給者は対象外。※所得制限なし

※就労している者、結婚している者は対象外。

自己負担割合

入院・外来

無料

必要な書類

- 対象児童の健康保険の情報が分かるもの

問合せ 町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

👤 ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の保険診療での医療費の自己負担分を助成します。

対象者

町民税所得割が非課税で、ひとり親家庭の親とその児童、または父母のない児童とその児童を養育している配偶者のない人

※「児童」とは、18歳の年度末(3月31日)までにある子ども、ただし、高等学校などに在学中の場合は、20歳の年度末まで延長できる場合があります。

必要な書類

- 加入している健康保険の情報が分かるもの

問合せ 町民福祉課 福祉係 ☎52-5810

👤 手当・助成など

児童手当

児童を育てている保護者等に対して主に住所地の行政から手当として支給されます。児童手当は請求しないと支給されません。

支給対象

児童(0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している方

0歳～3歳未満の児童	15,000円
3歳～高校生年代の児童	10,000円

※第3子以降は30,000円となります。

※22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、受給者が監護し生計を負担する子は、第3子以降のカウントに含まれます。

- 現況届：一部要件に該当する方は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

問合せ 町民福祉課 児童係 ☎52-5810

👤 手当・助成など

児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計を別にしていて児童の健全な成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として支給されます。

この手当は、請求しないと支給されません。

次のいずれかに当てはまる児童を監護している父または母と、父母に代わってその児童を養育している養育者が対象です。

対象となる児童

- ①父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母が1年以上にわたり生死不明か、遺棄または法令により拘禁されている児童
- ⑤母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

※「児童」とは、18歳の年度末(3月31日)までにある子ども、または20歳未満の一定以上の障害のある子どもをいいます

現況届

毎年8月に「現況届」の提出が必要です。

必要な書類

- 手当を受ける人の支給条件によって添付する書類が異なります。事前にご相談ください。

問合せ 町民福祉課 児童係 ☎52-5810

👤 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したときなど手当が支給されない場合があります。

👤 手当・助成など

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度は、精神又は身体に中度以上の障害をお持ちの20歳未満の児童を監護・養育している人に対して、手当を支給する制度です。

申請されるときは事前にご相談ください。

※医師の診断書が必要です。

※申請者とその配偶者・扶養義務者の所得により、支給制限があります。また、国内に住所がないときや、施設(通園施設は除く)に入所している時などは対象になりません。

※審査により却下になる場合もあります。

問合せ 町民福祉課 児童係 ☎52-5810

👤 手当・助成など

おむつ定期便事業

町内に住所を有し、満1歳になるまでの子どもを養育する世帯へ、子育て支援センター「おんとも」において、おむつを1月につき3パック無償で配布しています。

「おんとも」では、親子の交流促進や育児相談等の支援も行っています。

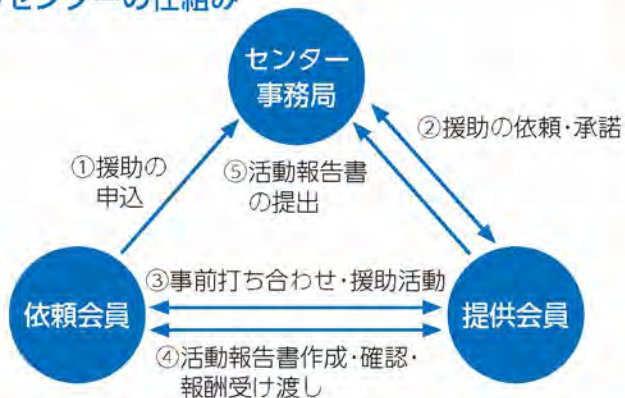
問合せ 町民福祉課 児童係 ☎52-5810

やないファミリー・サポート・センター

やないファミリー・サポート・センター
(柳井市総合福祉センター内) ☎23-0668

ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助をしたい人(提供会員)と子育ての援助を受けたい人(依頼会員)が会員となって、お互いに子育てを助けあう組織です。

センターの仕組み



会員になるためには…

入会・登録が必要です。(無料)申請書等に必要事項を記入のうえ、やないファミリー・サポート・センターへご提出ください。

会員の種類は…

- 提供会員 自宅で子どもを預かれる人
- 依頼会員 町内に居住し、0歳児から中学3年生までの子どもがいる人
- 両方会員 依頼会員・提供会員の両方を兼ねる事もできます。

援助の内容

- 保育施設の保育開始時間まで、または保育終了時間後、子どもの預かり
- 保育施設までの子どもの送迎
- 児童クラブ終了後、子どもの預かり
- 学校の放課後の子どもの預かり

- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、買い物等保護者の都合による一時的な子どもの預かり
- その他、育児や仕事の両立のために必要な援助

利用料金

活動時間	1時間あたりの利用料金
平日(祝日以外) 午前7時～午後7時	600円
平日の早朝・夜間	700円
土・日・祝日 午前7時～午後7時	700円
土・日・祝日の早朝・夜間	800円

※最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみます。
※1時間を超える活動については、30分以内は上記の金額の半額とし、30分を超え、1時間までは1時間の金額とします。
※年末年始(12/29～1/3)は、土・日・祝日の金額です。

幼児健康診査

こども家庭センター ☎53-2525

対象

1歳6か月児健診・3歳児健診

※対象児には、1か月前までに個別に通知します。

受診方法

健診によって、受診方法が異なります。

対象者に個別にお知らせします。

種類	内容	持ち物
1歳6か月児健診	内科健診・歯科健診 身体計測・保健指導・栄養指導 歯科指導・生活指導	母子健康手帳・健康診査票
3歳児健診	内科健診・歯科健診・視力検査 尿検査・身体計測・保健指導 栄養指導・歯科指導・生活指導	母子健康手帳・健康診査票・尿



子育て・教育



保育所への入所について 田布施町保育事業として、次のとおり実施しています。

対象者	保育料	入所申込	保育時間の認定
保護者が次のいずれかの事由に該当する。 ①就労②妊娠・出産③保護者の疾病・障がい④親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待やDVのおそれ⑨育児休業取得時にすでに保育利用児童がいて、継続利用が必要な場合	保護者の所得に応じて決定します。 	●新年度(4月)からの入所 11月ごろに広報紙やホームページでお知らせします。 ●年度の途中入所 町民福祉課 児童係までお問い合わせください。	●標準時間 (最大11時間利用) ●短時間 (最大8時間利用)

保育所名		所在地	電話番号	受入	開所時間 ※日曜日・祝日・年末年始を除く
公立	城南保育園	宿井1039番地3	52-3419	10か月	7:30～19:00
	麻里府保育園	麻郷3651番地5	55-5228	1歳～	7:30～19:00
私立	たぶせ保育園	下田布施419番地6	52-3231	2歳～	7:00～19:00
	たぶせ第二保育園	下田布施425番地1	52-3231	概ね3か月～	7:00～19:00

》特別保育事業

※日曜日・祝日・年末年始を除く

延長保育			一時保育
対象者	現に保育所に入所している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童		保育所に入所していない児童(原則として児童が町内に住民登録をしている場合に限る)
利用区分	短時間認定の児童	標準時間認定の児童	
利用日時	保育所の開所日 ＜平日・土曜＞ 16:00～閉所時間	保育所の開所日 ＜平日・土曜＞ 保育所の開所時間内	月に12回を限度として保護者が一時的に家庭で保育できない場合 ＜平日＞8:30～16:30 ＜土曜＞8:30～12:30
料金	200円／日 最大 2,000円／月		町内1,800円／日、町外3,600円／日



学校教育

☎ 学校教育課 ☎52-5812

》小・中学校に関する手続き

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。

1月末までに「入学通知書」をお送りします。

▶引越した時の手続きの流れ



指定校以外の学校に就学したいとき

特別な事情があると認められた場合は、手続きにより指定校が変更できます。教育委員会へお問い合わせください。

▶在籍の学校から受け取る書類

- 在学証明書 ●教科用図書給与証明書
- 日本スポーツ振興センター共済加入証明書

●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。毎年度申請案内を行います。

こんなときは…?

》放課後児童クラブ

町内の小学校に通う児童で放課後の留守家庭のために児童クラブが活動しています。

▶放課後児童クラブ一覧(入会等については、町民福祉課児童係(☎52-5810)にお問い合わせ下さい)

児童クラブの名称	電話番号
城南児童クラブ	52-1007
田布施西児童クラブ 1組	52-2227
田布施西児童クラブ 2組	52-7700
東田布施児童クラブ 1組	52-1003
東田布施児童クラブ 2組	52-1104
麻郷児童クラブ 1組	52-4848
麻郷児童クラブ 2組	53-2370

社会教育

☎ 社会教育課 ☎52-5813

》社会教育施設(社会教育課)

- 公民館では、地域住民の交流・障害教育の拠点施設として、教育や講座、地域行事などを行っています。
- 田布施図書館では、地域の知の拠点として読書による教養の増進が図れるよう読書環境の整備・充実に取り組んでいます。
- 郷土館では、岸・佐藤兄弟宰相を中心に、本町にゆかりのある人物からの遺品等の展示や町内で確認された古墳や遺跡からの出土遺物民俗資料等の展示を行っています。
- スポーツセンターでは、町民の健康増進と体育の振興を目的としています。

公民館の名称	所在地	電話番号
城南公民館	宿井1066番地1	52-2054
西田布施公民館	下田布施2210番地1	52-4448
東田布施公民館	波野2208番地7	52-3786
麻郷公民館	麻郷1512番地1	55-5202
麻里府公民館	別府1674番地1	55-5237
田布施図書館	中央南11番地1	52-2288
郷土館	下田布施875番地6	52-2620
スポーツセンター	麻郷1293番地11	52-3832



子育て・教育



ごみ

熊南総合事務組合 ☎57-0530 町民福祉課 環境係 ☎52-5810

①決まったごみを ②決まった日に ③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝8時30分までに出してください。

○ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。

○ごみカレンダーを確認して収集日に出してください。ごみカレンダーは毎年3月頃に広報紙と一緒に配布するほか、役場や公民館に置いてあります。

ごみステーションに出せるごみ

ごみの種類	分け方	出し方	
燃えるごみ (燃えないごみは混入しない!)		●すべて指定袋に入れる。 ●生ごみは水切りをする。 ●紙おむつは汚物を取り除く。 ※指定袋に入らない物は燃える粗大ごみへ。	緑色の指定袋
ガレキ・ガラス・陶器		●割れたガラス等で危険な物は、ダンボール箱に入れ「ガラス」と明記し、ひもで十字にしばって出してください。 ※小型家電は、役場に設置してある回収ボックスで回収できます。	
ビン		●びんはキャップを取って中身を出して、必ず水洗いする。 ●キャップは、プラスチック製の場合は燃えるごみ、金属製の場合は金属へ。 ●乳白色の化粧品びんはガレキへ。	透明の指定袋
缶 金属 (別々の袋に入れて)		●缶は中身を出して、必ず水洗いし、缶と金属は別々の袋に入れる。 ●スプレー缶やカセットボンベなどは必ず使いきる。	
ペットボトル		●ペットボトルのラベルは剥がす。 ●必ず水洗いをする。 ●キャップは公民館などの回収箱へ。 ●平日(祝日除く9:00~12:00・13:00~15:00)資源活用センターに持込できます。	
古紙・古着 (ひもで十字にしばって!)		●ダンボール、雑誌、新聞、古着は個別に束ねる。 ●平日(祝日除く9:00~12:00・13:00~15:00)資源活用センターに持込できます。	

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

広 告

KOSHI
株式会社 公司

土木工事 建築工事
不動産事業
エクステリア事業
産業廃棄物収集運搬
一般廃棄物収集運搬
ペット葬祭事業

お気軽にご相談ください
田布施町麻郷3036-13
☎0820-55-1888

(有) 宮本砂利店

◎本社
柳井市南浜1丁目6-10
TEL 0820-22-3138
◎田布施出張所
TEL 0820-52-3224
◎柳井港営業所
TEL 0820-22-0703



E-mail ta-da-si@j9.so-net.ne.jp

**農機具の
捨て方
わかりますか?**

私たちが買います。
買取なので、回収よりお得です。
お片付けにお困りの方にこそ
読んでほしい、そんな広告です。

農業支援の
テール・カデ
各町民センターに設置

田布施町宿井を中心に地域密着で営業中。
無料出張査定はお電話にて受付しております。
くらしの便利帳を見たとお伝えください。

☎090-8241-9717 担当松村
☎0820-50-4394

●ごみ収集区域

■A区域 燃えるごみ「月・木」収集 田布施川より北側(一部例外あり)								
城南地域	宿井	新宿井1	新宿井2	石の口	吉井	城南	瓜迫	西山
	葛岡	川西	大田					
西田布施地域	砂田	定井手	御蔵戸	瀬戸の一部	(竹部・北方・上瀬戸・中瀬戸・下瀬戸)			
東田布施地域	天神	新町	本町	土井の内	配原	由免	塩坪	波野団地北
	波野団地南	波野市	祇園	国信	寿	一本松	長合	木地
	きじが丘	平田	上ゲ	八和田	大波野中	大波野上		

■B区域 燃えるごみ「火・金」収集 田布施川より南側(一部例外あり)								
西田布施地域	竹尾	中西	岸田団地	大園木	真殿	名倉	中央南	
	石迫	長田	矢蔵	西田布施	瀬戸の一部	(納所)		
麻郷地域	奈良	竹重	三宅	新川	旭	高塔	鳥越	
	八海	尾迫	助政	麻郷団地	井神	地家	蓮輪	
	浜城	泊団地	戎ヶ下					
麻里府地域	尾津東	尾津中	尾津西	見田団地	中郷	上組		

※小行司(郷東・市明)・馬島についてはそれぞれの地区別のごみカレンダーにてご確認ください。

燃える粗大ごみ(持ち込み)

●搬入場所 (有料)
周東環境衛生組合清掃センター
(柳井市民球場沖) ☎22-2270



●受付時間
月曜日～金曜日 ※祝日は受付しない
(8:30～12:00・13:00～16:30)

燃えない粗大ごみ(持ち込み)

●搬入場所 熊南総合事務組合資源活用センター
(平生町曾根向井原シーサイドゴルフ場沖) ☎57-0530

●家庭から出る燃えない粗大ごみ
指定袋に入らないもの(自転車、金属製のベッド・机・椅子等)
※缶・ピンは収集日に出してください。

●受付時間
毎週火曜日(祝日除く)(9:00～12:00・13:00～15:00) 第2日曜日(9:00～12:00)
※第2日曜日の、電話での問い合わせは対応致しかねます。
※受付終了時間の10分前までには搬入手続きを済ませてください。

●収集の場合…町民福祉課環境係で予約(有料) ☎52-5810
直接持ち込みが困難な方などを対象に、予約制で月1回燃えない粗大ごみの収集をします。



※収集・持ち込みできないごみ(熊南総合事務組合への持ち込みはできません)

家電4品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫
冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
電気製品販売店が町役場に処理方法をご相談ください。



パソコン

家庭で不用となった
パソコンは町民福祉課
環境係で無料回収します。



ピアノ、耐火金庫、解体したブロック、瓦、スレート、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、
充電式電池、ボタン電池、廃油、農薬、薬品、医療系廃棄物、塗料、
農業用ビニールシート、消火器等は専門の処理業者に頼んでください。

※産業廃棄物は収集も持ち込みもできません。



広 告

おおみや
(有)大三也
すまいの便利屋

新築工事 設備工事
リフォーム 水道工事

田布施町麻郷588-15 TEL.0820-52-3169
E-Mail: oomiyasetsubi2@ymail.plala.or.jp

水漏れトラブル
お任せ下さい。
公式サイトQR▶



ゴミのことならお任せください
田布施町・平生町一般廃棄物収集運搬許可業者

有限会社 カワモト

見積無料

家庭や会社の困りごとご相談ください。
TEL 0820-52-0404



エムエム建材(株)代納
山口県公認計量所・製鋼原料
プレス加工・可鍛コロ・ギロ
自動車リサイクルシステムセンター
産業廃棄物中間処理

(株)斉藤商事

田布施町麻郷島越
TEL.0820-52-1052(代)
FAX.0820-52-4046

暮らし・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の使用開始と中止

引っ越しが決まったら…

開始、転入、転居の場合

水道の使用
を
開始

開始(開栓)届出書

必要なもの
・印鑑

中止、転出の場合

水道の使用
を
中止

中止(閉栓)届出書

必要なもの
・印鑑使用開始日または使用中止日の
1週間前を目安に、届け出をお願いします

【必要事項】

- 1 使用する場所の住所・氏名
- 2 使用開始予定日
- 3 電話番号
- 4 料金支払方法(口座振替、納付書払い)



⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、料金のほかに過料請求する場合があります。

- 各届出書は建設課窓口、町民福祉課窓口、田布施浄水場(旧田布施・平生水道企業団事務所)またはホームページにあります。

- 1 使用者番号
「納入通知書」「使用水量のお知らせ(検針票)」に記載されています。
- 2 中止する場所の住所・氏名
- 3 中止希望日(最後に使用する日)
- 4 引っ越し先の住所
- 5 電話番号

⚠ 届け出がない場合は、使用されなくても基本料金がかかります。

水道料金について

- 水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。
- 水道料金を指定納入期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがあります。
- 料金の請求は、下水道料金と合わせて2か月に1回となっています。

【お支払い場所】

- 1 田布施町役場会計室
- 2 平生町役場出納室
- 3 田布施浄水場
(旧田布施・平生水道企業団事務所)
- 4 コンビニエンスストア
- 5 郵便局(中国地方5県内)
- 6 下記取扱金融機関

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです!

※下記金融機関にてお申し込みください。

お支払日は奇数月の月末です。

月末が休祝日等の場合、その前営業日が振替日になります。

必要なもの:通帳、届出印

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。

パイロット
メーター表示部

すぐ田布施・平生水道事業団指定の水道工事業者へ修理を依頼してください。

取扱い金融機関

- ・山口銀行
- ・山口県農業協同組合
- ・西京銀行
- ・東山口信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・ゆうちょ銀行

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

》下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。井戸（下水接続）は使用人数に基づいて算定します。料金の支払いは2か月ごとで、**上水道の料金と一緒に請求します**。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

》こんな場合は手続きを

次のような場合には届け出の手続きをしてください。

- 転入、転出をされるとき
- 使用者や所有者が変わるとき
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません)
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

》合併処理浄化槽

田布施町では、公共下水道認可区域外の住宅に浄化槽を設置する場合、田布施町浄化槽等設置整備事業補助金交付要綱の規定により補助金を交付しています。

補助金を受けようとする方は、浄化槽を設置する前にお申し出ください。公共下水道認可区域内であっても一定の要件に該当する場合は、浄化槽設置補助の対象となる場合があります。詳しくは、町民福祉課 環境係(☎52-5810)までお問い合わせください。

下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせてたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、
ガンリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレトペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら
(トイレ、台所、風呂場などが詰まったとき)



排水設備を施工した指定工事店または田布施町
下水道排水設備指定工事店にご連絡ください。

排水設備の維持管理は

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された樹や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



広告

し尿・浄化槽・清掃業・維持管理
産業廃棄物収集運搬業

(有)田布施衛生社

田布施町波野394-38

TEL.0820-52-3253

犬の登録・狂犬病予防接種

町民福祉課 環境係 ☎52-5810

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

 登録を申請 鑑札の交付 犬を飼った (生後90日以内の犬は、 生後90日を経過した日) 登録は犬の生涯に一度です 登録手数料 3,000円 登録手続きができる場所 1 町民福祉課 環境係 2 狂犬病予防注射集団接種会場 (毎年4月)	狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き 犬が生後 91日以上 なったら 年に1回 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。 交付手数料 550円 交付手続きができる場所 1での交付手続きには動物病院が発行する 狂犬病予防注射済証明書が必要です。	 死亡の連絡 犬が死亡した 必要なもの 鑑札 (町民福祉課 環境係へご連絡ください。登録を抹消します。) 連絡先 町民福祉課 環境係
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出 ●田布施町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。		

自治会加入

総務課 総務係 ☎52-5802

自治会活動にご理解とご協力をいただき、住みよいまちづくりのためご加入ください。

自治会では

環境美化活動

ゴミステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。(5月の第2日曜日環境美化推進日)

広報紙などの配布

町が発行する広報紙や関係機関からのお知らせを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、地域のお祭りや球技大会などのコミュニティ事業を開催します。



あなたも自治会へ

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入しましょう。

広告



Dog Family

ドッグラン

営業時間 9:00～日没まで
利用料金 1頭500円
2頭目から300円

自販機でわんちゃんのおやつ販売中
お気軽にお立ち寄りください!!

田布施町麻郷193-7
☎080-1636-0895
受付担当/野上
(貸切・ナイトラン・オフ会開催等
ご希望の方はご連絡ください。)

Instagram
やってるぞ!!



DOGFAMILY202003.9



〈建物を建築するとき〉

町内で建物を新築、増築する場合、建物用途や構造、規模によっては確認申請書の提出が必要です。

適用区域	用途構造・規模	工事種別
町内全域	すべての建築物	新築
	床面積＞10㎡	増築・改築・移転
	建築設備（エレベーターなど）	築造
	工作物（高さ＞2mの擁壁など）	築造

※ただし、準防火地域についてはすべての建築物で必要です。

〈建築物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届け出が必要です。詳しくは柳井土木建築事務所へお問い合わせください。☎(0820) 22-0396

〈住宅補助〉

◎地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に工事着工された住宅について補助します。

▷木造住宅耐震診断事業

無料で耐震診断を実施します。(募集戸数3戸/年)

▷木造住宅耐震改修事業

耐震改修工事などの費用の一部を補助します。(募集戸数1戸/年)

〈土地を造成するとき〉

1000㎡以上の土地で宅地造成のため次のような行為を行う場合は県知事による開発許可が必要です。

- 区画の変更…道路・水路等の新設や改廃を行う行為
- 形の変更…土地の切土・盛土を行う行為
- 質の変更…農地等の宅地以外の土地を宅地とする行為

〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物を表示または設置するときは、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め必要な規制を行っているため、田布施町長の許可が必要です。

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので営利的な商業広告のほか非営利的なものも含まれます。

(例) はり紙、はり札、看板、広告幕、電柱・街灯柱広告、電飾・電光広告、広告板、広告塔等

ふるさと寄附金

ふるさと納税は、田布施町民をはじめ、田布施町出身の人や田布施町に親しみを持っておられる人、応援して下さる人から、「がんばれ田布施」という想いを寄附金という形で寄せいただくものです。

みなさまからお寄せいただいた寄付金は、田布施町をより「住みたくなる」「訪れたくなる」素晴らしいまちにしてい
くため、さまざまな事業で活用されます。

笑顔と元気あふれる住みよいまちづくりに励む田布施町の応援を、よろしくお願いします。

▶ 寄附いただいたお礼の一例

田布施町
ふるさと納税

ふるさと田布施を想う皆様へ



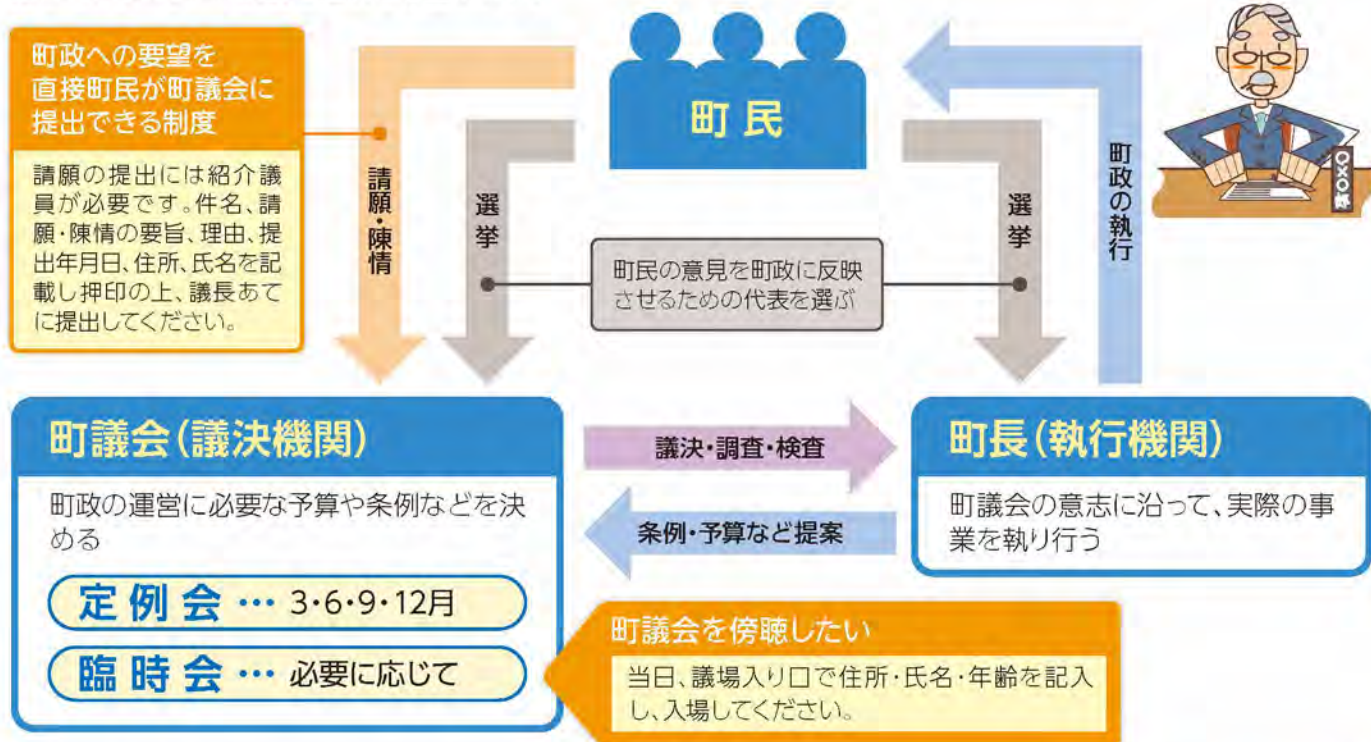
詳しくは、各社ふるさと納税ポータルサイトや
田布施町ホームページをご覧ください。



町議会のしくみ

☎ 議会事務局 ☎52-5800

町議会議員と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙権

☎ 選挙管理委員会（総務課内） ☎52-5802

満18歳以上の日本国民で選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

選挙人名簿の調製

選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。

- 満18歳以上の日本国民
- 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に登録されていること。

登録の時期は、次のとおりです。

定時登録

毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、2日に登録します。

選挙時登録

選挙の都度、基準日および登録日を定めて登録します。

選挙の管理・執行

- **国政選挙**
衆議院議員の選挙・参議院議員の選挙
- **地方選挙**
県知事選挙・県議会議員の選挙・町長選挙・町議会議員の選挙

こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	田布施町期日前投票所	田布施町内に設置される期日前投票所をご利用ください。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市区町村や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へ早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人（要介護5）	自宅	● 障害の種別や程度によって異なります。 ● この制度を利用される場合は、「郵便等投票証明書」が必要です。 詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

町役場の業務案内

☎代表 ☎52-2111

課 名 等	係 名	主 な 業 務	出先・所管委員会
総務課 ☎52-5802	総 務 係	庶務、人事、消防防災、交通安全、情報公開、男女共同参画、コミュニティ、自治会、防犯	固定資産評価審査委員会
	管 財 係	財産管理、登記、庁舎及び備品の管理	選挙管理委員会
企画財政課 ☎52-5803	企 画 係	総合企画調整、広域行政、広報公聴、統計、ふるさと納税、出前講座、地域情報化	
	デジタル推進室	行政情報化	
	財 政 係	財政計画、予算の編成、資金の借入れ	
税 務 課 ☎52-5804	課 税 係	町県民税、軽自動車税、所得、納税等の証明	
	資 産 税 係	固定資産税等の賦課、土地台帳及び地籍図	
	納 税 係	町税の収納、納税環境の整備	
	収納対策室	滞納処分、町税及びその他の収入金の収納対策	
経 済 課 ☎52-5805	農林振興係	農業振興、畜産振興、林業振興及び農業振興地域整備、有害鳥獣防止	農業委員会、地域交流館 特産品加工センター
	整 備 係	土地改良事業（農道、農業用水路等）、漁港整備、治山事業、国営ほ場整備、土地改良区、農地・水・環境保全向上対策	
	地域振興係	地域振興、まちづくり、企業誘致、移住定住、商工水産、観光、消費者保護、労働、交通、イベント用品貸出	のんびらんど・うまし 高齢者いきいき館
建 設 課 ☎52-5807 ☎52-5817	土木工務係	町道、橋りょう、公共土木施設災害復旧事業、砂防事業等の工事、都市計画工事、公共施設の建築工事	
	土木管理係	開発行為、建築確認、道路、橋りょう、河川の維持管理、公園管理、公営住宅、法定外公共物、工事入札、工事検査	
	下水道工務係	下水道事業の設計、施工監理、下水路事業	
	下水道管理係	下水道受益者負担金、下水道使用料	
健康保険課 ☎52-5809	保険年金係	国民健康保険、後期高齢者医療保険、特定健康診査、国民年金	
	長寿支援係	介護保険、老人福祉、高齢者支援	
	賦課徴収係	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	
保健センター ☎52-4999	健康推進係	健康診査、予防接種、母子保健、健康づくり、特定健康診査保健指導	
こども家庭センター ☎53-2525	健康推進係 児 童 係	妊娠・出産・子育てに関する相談、 児童虐待やヤングケアラーに関する事	

課 名 等	係 名	主 な 業 務	出先・所管委員会
町民福祉課 ☎52-5810 ☎52-5811	住 民 係	戸籍、住民票、印鑑登録、各種証明発行、火葬許可、陳情、困りごと相談、交通災害共済、パスポート申請交付、マイナンバーカード申請交付	マイナンバー窓口 ☎25-2333
	児 童 係	児童福祉、児童クラブ、保育所、母子福祉	保育所、児童クラブ
	福 祉 係	社会福祉、障害者福祉、福祉医療	麻郷福祉会館
	環 境 係	ゴミ、し尿、生活環境、飲料水供給施設、浄化槽、畜犬登録、公害、改葬許可、広域水道、美しいまちづくり事業、水道の開閉栓申請	
会 計 室 ☎52-5801	会 計 係	歳入歳出の整理及び現金の出納その他会計事務	
学校教育課 ☎52-5812	学校庶務係	会議、規則、人事、予算、児童・生徒等	中学校(1)、小学校(4)
	学校管理係	施設の整備、教育財産の管理	学校給食センター
社会教育課 ☎52-5813	社会教育係	生涯学習、文化活動、人権教育、青少年の健全育成、地域教育ネット、その他社会教育に関する事業、公民館施設等の管理・運営、文化財保護	公民館(5)、分館(3) 図書館、郷土館
	社会体育係	体育及びレクリエーション、社会体育施設の管理・運営	スポーツセンター
議会事務局 ☎52-5800		町議会に関する事	監査委員事務局

【参考】一部事務組合について

一部事務組合の名称(施設名)	事業内容	電 話
柳井地域広域水道企業団	総務課 上水道事業、水道用水供給事業	☎25-0255
	田布施浄水場 上下水道料金請求・徴収業務	☎52-2400
熊南総合事務組合	資源活用センター ゴミ収集、不燃ゴミの処理	☎57-0530
	田布施・平生合同斎苑 斎場の管理運営及び周辺環境の整備	☎51-1010
	馬島・佐合島航路 離島航路運営	☎57-0530
周東環境衛生組合	ゴミ焼却場 可燃ゴミの処理・し尿処理	☎22-2270
光地区消防組合	東消防署 消防業務	☎52-3103

かかりつけ薬剤師で

トータルな健康管理を



くすりの正しい飲み方も忘れずに。

どの家庭にも必ずといってよいほど、いくつかのくすりが常備されていますね。「これ、いつのだったかしら…？」なんて、箱の中で忘れられているくすりはありませんか。一番身近で、手軽な治療法でもある“くすり”ですが、意外と知らないことがおおいもの。くすりの正しい飲み方と最近のくすり事情をお伝えします。

くすりと上手につきあう「5つのチェック」。

くすりの名前をチェック くすりには製薬会社個別の「商品名」とくすりの成分につけられた「一般名」があります。両方を聞いておきましょう。服用期限もお忘れなく。

効果チェック このくすりは何に効くのか。当たり前のようで勝手に自己判断をしてしまいがちです。

注意事項をチェック 飲むタイミング(食後とか食間など)、服用後の運転は？、保管場所は？など細かい注意事項があるはずですよ。

副作用チェック どんなくすりも副作用はあります。不安がるのではなく、知識をもっていれば危険な副作用を避けたり、素早く対処することができます。

飲み合わせチェック くすりとくすり、くすりと食べ物(飲み物)の飲み合わせにも要注意。牛乳やビールで飲むと効果のなくなるものもあります。さまざまなくすりによるトラブルを避けるためには自分の「くすり記録」をつけることをおすすめします。

医療機関や薬局で用意してる「おくすり手帳」などを活用して、くすりと上手につきあいましょう。

くすりQ&A

Q1:「食後」と指示されたくすりは、食後何分後くらいまでに飲めばいいの？

A:食後に飲むことが指示されている主な理由は、空腹時に飲むと胃を荒らすおそれがあるからです。そこで、胃に食べ物が入り、胃の粘膜に薬物が直接影響を及ぼさない時間帯、具体的には30分から1時間と考えればいいでしょう。

Q2:くすりを飲み忘れたとき、次回に2倍の量を飲んでもいいの？

A:くすりには、その作用が最も有効で副作用を防ぐという意味で、安全な適量が決められています。一度にたくさん飲み過ぎると副作用が出やすくなりますから、2回分まとめて飲むのはやめてください。飲み忘れは極量避けましょう。特に心臓疾患などで医師の管理下で薬物治療を行っているような場合は、必ず医師や薬剤師に相談しなければなりません。



“かかりつけの薬剤師さん”をもとう。

最近日本でも「医薬分業」が進んできました。これは病院や医院で診察を受けたうえで、医師の処方せんを外部の薬局にもっていき、薬を受け取るという仕組み。欧米では早くから行われてきました。薬の専門家である薬剤師の役割が今、あらためてクローズアップされています。

かかりつけ医がいるように、これからは“かかりつけ薬剤師”をもって、一人ひとりの薬の情報を把握したトータルな健康管理が必要でしょう。すね。

薬の重複や飲み合わせなども薬剤師がチェックしています。

体質や副作用の経験、複数の科でもらっているくすりの調整など、何でも気軽に相談できる“薬剤師さん”が身近にいてくれると安心です。



生活ガイドINDEX

生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

身近な
医療機関がわかる

医療機関 ガイド

日々の生活に
役立つ

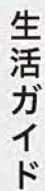
暮らしの 知識

- 64 健康マップ
- 66 医療機関リスト
- 67 田布施町商工会
- 68 リフォームの基礎知識
- 70 葬儀について
- 72 空き家の解体

※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。



この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社
の地図データベースを使用しました。
©2025 GeoTechnologies, Inc.



田布施 専福寺前

まきどの総合健診所

Medical Checkup Clinic

がん と 老化 を
早期発見・治療で克服

ピンピンころりで長寿を目指そう!!

CT/胃・大腸カメラ 保険診療可

診療時間 月～金曜日
午前9:30～午後3:30

〒742-1502
山口県熊毛郡田布施町波野2005番

TEL:0820-25-0151
https://tabuse-mjkensin.com/



内科・小児科・眼科

弘和クリニック

院長 曾田 貴子

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～18:00	●	●	●	●	●	△

●休診日:土曜午後・日曜・祝日
●木曜午後:完全予約制

田布施町大字波野197-1

0820-52-2508

田布施町合併70周年 おめでとうございます

ひまわり 整骨院

●健康保険適用可 (骨折・脱臼は医師の同意が必要)

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30～12:00	●	休	●	●	●	●	△
13:30～18:00	●	休	●	●	●	●	休

定休日:火曜・祝日/第1・3・5日曜
△:第2・4日曜午前中のみ営業

予約優先とさせていただきます

時間外も予約にて
対応致します!

田布施町下田布施 844-3
砂田交差点すぐそば

にこちゃん サンキュー ゴーゴー

TEL.0820-25-3955

ストレス・疲労蓄積度チェック 自分の体の状態を把握しよう

① 家族から見た最近1ヶ月の疲労・ストレス状況

ほとんどない=0点、時々ある=1点、よくある=3点で評価し、合計点を出してください。(判定の難しい項目は「ほとんどない」にします)

	状 態	点 数
1	イライラしているようだ	
2	不安そうだ	
3	落ち着かないようだ	
4	ゆううつそうだ	
5	体の調子が悪そうだ	
6	物事に集中できないようだ	
7	することに間違いが多いようだ	
8	強い眠気に襲われるようだ	
9	やる気が出ないようだ	
10	へとへとのようだ(運動後をのぞく)	
11	朝起きたとき、疲れが残っているようだ	
12	以前と比べて疲れやすいようだ	

② 家族から見た最近1ヶ月の働き方と休養

当てはまる項目に○印をつけ、その数を出してください。

	状 態	○ 印
1	ほとんど毎晩、午後10時以降に帰宅する※	
2	休日も仕事に出かけることが多い	
3	家に仕事を持ち帰ることが多い	
4	宿泊を伴う出張が多い	
5	仕事のことで悩んでいるようだ	
6	睡眠時間が不足しているように見える	
7	寝つきが悪かったり、夜中に目が覚めたりすることが多いようだ	
8	家でも仕事のことが気にかけて仕方ないようだ	
9	家でゆっくりくつろいでいることはほとんどない	

※夜勤等の勤務形態の場合は、家を出てから帰るまでの時間が14時間以上であることを目安にしてください。

【判定】

1の点数と2の該当個数から疲労蓄積度を出してください。

		①の合計点数	
		10点未満	10点以上
②の該当個数	3個未満	A	C
	3個以上	B	D

※糖尿病や高血圧症等の疾患がある場合は、判定が正しく行われない可能性があります。

判 定	仕事による疲労蓄積度
A	低いと考えられる
B	やや高いと考えられる
C	高いと考えられる
D	非常に高いと考えられる

※本人の評価と家族の評価は異なる場合があります。

判定が「A」なら、それほど疲労はたまっていません。「B」はだいぶお疲れ気味です。休養をとり、ストレス解消に努めましょう。「C・D」は、かなり疲れがたまっています。必要に応じて上司や医療機関への相談、受診をおすすめします。





医療機関リスト

(各五十音順)

町内の病院・医院

名 称	所在地	電話番号
弘和クリニック	田布施町大字波野197-1	52-2508
新谷医院	田布施町大字波野187-5	52-5550
やのくにクリニック	田布施町大字下田布施899-3	25-1892
吉村胃腸科内科医院	田布施町大字下田布施116-4	52-3266

町内の歯科医院

名 称	所在地	電話番号
くにちか歯科医院	田布施町大字下田布施937-12	52-0118
中村歯科	田布施町大字下田布施693-15	52-1112
はらだ歯科医院	田布施町大字麻郷3428-82	55-4008
藤井歯科医院	田布施町大字下田布施867-1	52-3120
守友歯科クリニック	田布施町中央南3-4	51-2255
やまもと歯科	田布施町大字波野2165-6	53-0648

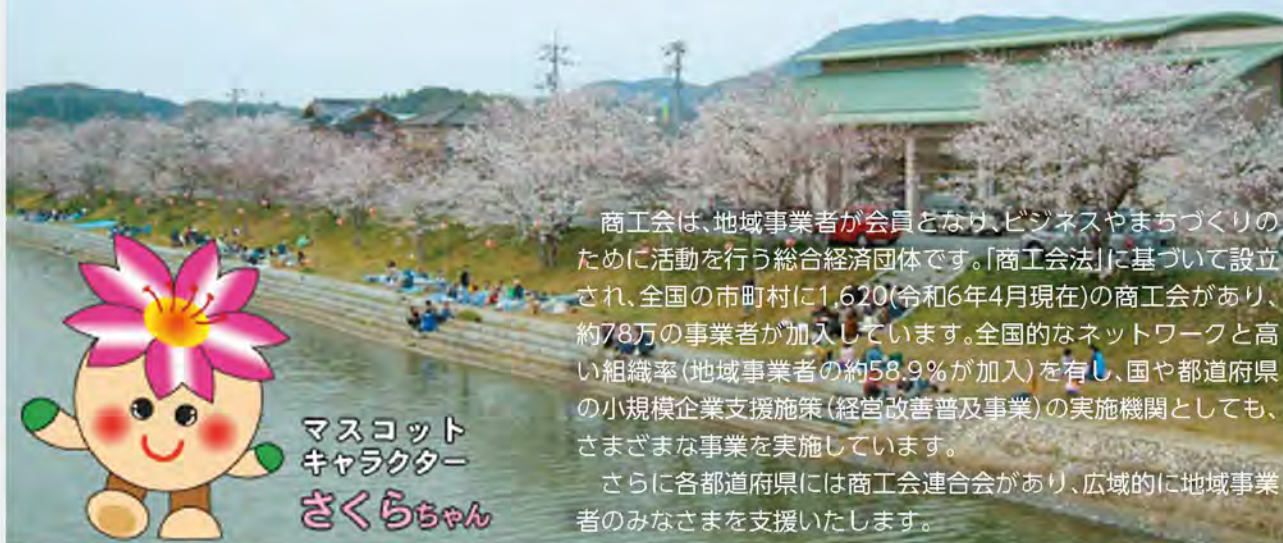
町内の保険薬局

名 称	所在地	電話番号
日之出薬局	田布施町大字下田布施704-1	52-5022





田布施町商工会



マスコット
キャラクター
さくらちゃん

商工会は、地域事業者が会員となり、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村に1,620(令和6年4月現在)の商工会があり、約78万の事業者が加入しています。全国的なネットワークと高い組織率(地域事業者の約58.9%が加入)を有し、国や都道府県の小規模企業支援施策(経営改善普及事業)の実施機関としても、さまざまな事業を実施しています。

さらに各都道府県には商工会連合会があり、広域的に地域事業者のみなさまを支援いたします。

商工会の事業や活動

経営に関する相談・指導

事業発展や経営の革新・改善などを目指し、経営に関する不安や問題点を解決するための相談を承ります。

税務・経理に関する相談・指導

帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで、丁寧にアドバイスいたします。元帳作成などの記帳業務の代行も承ります。

金融に関する相談

経営をより安定・向上させるなど、事業用途に応じた金融や信用保証に関する相談や斡旋を行っています。

共済・退職金・保険制度の相談

安心、有利で充実した、経営者・従業員向け各種共済、退職金、保険制度をご用意。相談、加入受付を行っています。

労務に関する相談

労働保険(雇用保険・労災保険)に関する手続き、届出などの事務代行を行っています。

創業に関する相談

これから事業を始めようとする方への情報提供や開業へ向けての相談に応じています。

セミナー・講習会の開催

経営に関するセミナー、接客・POPなどの実践的講習会など、実際の業務にすぐに活かせる内容の講習会や研修会などを開催しています。



地域と歩む商工会

田布施町商工会

〒742-1511 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施814-1

TEL:0820-52-2983 FAX:0820-52-2981

E-mail:tabusechou@yamaguchi-shokokai.or.jp

URL:http://www.tabusechou.jp/





リフォームの基礎知識

📖 リフォームの進め方とポイント

① 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point ● 時期、期間は？ ● 予算は？

② 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point ● 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
● 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
● 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

③ 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point ● 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
● 工程表に基づいて進んでいるか？
● 変更・追加などが発生していないか？

④ 着工後

Point ● 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
● 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

📖 リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？



A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。






新築・リフォーム

GABHAUS山口東部

株式会社友利

田布施町下田布施1287-1

TEL:0820-52-5538

HP:gab-yamaguchitobu.com








株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



タイル・左官・ブロック・エクステリア・リフォーム

CERA
フジトモ

〒742-1504
山口県熊毛郡田布施町川西1328-3
TEL:0820-52-4745
FAX:0820-52-4756



たたみの殺菌乾燥できます。
国産表・洗える畳・ダイケン表各種

小川たたみ店
代表者 小川 隆

栄養補助食品
ミドリムシのちから
サプリメント販売店

柳井市新庄幸南
TEL(0820) **22-1707**
FAX(0820) **22-1703**

電気 水回り その他
住まいのお悩み



お気軽にご相談ください！

牛島電設工業株式会社
〒742-1502 田布施町大字波野164-10
TEL.0820-**52-2177**
FAX.0820-52-4714

**株式会社
栗原設備**

〒742-1511 田布施町大字下田布施728番地
TEL.0820-52-1129
FAX.0820-52-1999
E-mail k.setubi@giga.ocn.ne.jp



創業50年以上の実績と信頼でお応えします！
上下水道用資材・各種ポンプ・モートル

株式会社 **ダイヤモンド商会**
代表取締役 三浦 博行

プロの職人さんから素人の方まで
管材、土木資材、住宅器材の事なら弊社まで
お気軽にお問い合わせ下さい。



○上下水道資材
ビニールパイプ、継手、バルブ、排水金物、
メーター器、マンホール、鋼管・継手、鋼鉄
管、支持金物、給水装置関係

○衛生陶器
○水栓金具
○空調機器、換気扇
○各種ポンプ、モートル

○工具
○土木資材

柳井市古開作701-6
TEL(0820) 22-0496 FAX(0820) 22-8889

※ 人を守る建物を大切に ※
建物改修・修繕・リフォーム
エクステリア・上下水道工事

あらた住実

050-5477-7445
arata.jyuujitsu@gmail.com
田布施町麻郷奥1096-4




新築・増改築・リフォーム

柿本建築



田布施町大字宿井338-90
TEL 090-4695-2851

住まいの修理・リフォーム・新築
山口県知事許可(般-5)第23069号

(株)倉永工務店

建築を通じ社会に貢献する事を旨とするとともに、
快適な暮らし環境をご提案いたします。

〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町波野1734-2 TEL&FAX:0820-25-3702



<https://kuranagakoumuten.com> 倉永工務店 田布施 **検索**



葬儀について

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

知っておきたい葬儀のマナー

故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」がつきます。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを知っておきましょう。

●宗教別の拝礼・不祝儀

宗教別	拝礼の方法	不祝儀袋	不祝儀袋の書き方
仏教	焼香・線香・数珠	白黒や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御仏前・御霊前 御香典・御供物料
神道	玉串奉奠・手水	双白や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御神料・玉串料 御神饌料・御霊前
キリスト教	献花	水引、のしはつけない。 白封筒か十字架やユリの花が描かれたご不祝儀袋。	御花料・御ミサ料 御霊前
無宗教	献花など	白黒の結び切りで、のしはつけない。	御花料・御霊前 などが無難

知っておきたい仏壇・仏具の知識

仏壇・仏具のQ&A

Q お仏壇を購入するのにいい日にちってありますか？

A 「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。

Q どんなお仏壇を購入すればいいですか？

A 宗派・地域によりおまつりするお仏壇に違いがあります。それを踏まえた上で、おまつりする場所にあった大きさ、デザイン、色、材質などで選ばれるとよいでしょう。

Q お仏具とお供えものはどんなものが必要ですか？

A 仏具とは、お仏壇を飾り、毎日お供えするご飯、花やお茶、果物などをお供えする用具、器などをさします。宗派により用いる仏具が異なります。

代表的な仏具、飾り方をご紹介します。



知っておきたいお墓の種類

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔（ごりんとう）など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

和型

最も標準的な形のお墓です。竿石（さおいし）の下に上台石（じょうだいし）、下台石（げだいし）を重ねた形が多く見られます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えていきます。



24時間受付しております。 **(有)志熊葬儀社**

葬儀一式(家族葬・自宅葬・斎苑葬・寺院葬など) ※事前見積りも致します。
(田布施・平生合同斎苑のご葬儀、式場予約承ります。)

田布施町波野2198-1 TEL(0820)52-2979 FAX(0820)52-2985



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



(有)西本石杖

お墓の販売、お墓の移転、お墓じまい、お墓のリフォーム
お墓クリーニング、記念碑、戒名彫刻、灯籠、石材加工
その他、お気軽にご相談ください

田布施町宿井511-1 TEL(0820)52-2381 FAX(0820)52-0077

- 墓石販売・加工
- クリーニング
- ブロック工事一式
- 墓石据変え工事
- お墓参り、お墓の掃除
- 撤去等



何でもお気軽にご相談ください。

ストーン工業

田布施町麻郷193-7 代表:野上
TEL.0820-52-7257



公式ページ

＜仕出し・会席料理＞

寿司満

斎場・ご自宅へのご配達、ご来店でのご法事
通夜・葬儀・年忌法要のおもてなし料理、承ります

田布施町下田布施さくら通り

0820-52-2803



SUSHI MAN2803



結ぶ絆から広がるご縁へ
葬儀、納骨、法事など仏事のことなら
誓立寺へご相談ください



浄土真宗本願寺派
納蔵山 誓立寺

田布施町大波野818
TEL・FAX:0820-52-3238

<https://br-premium.jp/seiryuji/>

お葬式 承ります

事前見積り 受付中

【施行エリア】

柳井市 / 田布施町 / 平生町 / 上関町 / 周防大島町 / 岩国市 / 光市 / 周南市 / 下松市

すおう葬祭

24時間受付

J A 指定

柳井店 柳井市古開作605-4 (柳井高校正門横)

☎ 0820 24-2011

平生店 平生町堅ヶ浜 756-6 (熊毛南高校近く)

☎ 0820 25-3256



生活ガイド



空き家の解体

維持管理ができない空き家を解体して「土地」として活用する方法を検討できます。
周辺状況等によって異なるため解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者



建築士等

1 まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



2 物件調査

現地調査します



3 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



4 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



5 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



6 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



7 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう。
(解体業者が代行される場合もあります)

8 解体

工事完了。
現地確認し、工事代金を支払います。

片付ける前に、 一声かけてみませんか？

私たちが買います。
買取なので、回収よりお得です。

お片付けにお困りの方にこそ
読んでほしい、そんな広告です。

対象商品は、倉庫や納庫にある農機具、
フォークリフト、油圧ショベル、など
また、エンジンがからない、故障している、古い農機具でも買取可能
さらに農機具以外にも買取可能な商品がございます。
・工具類
・古いバイクや自転車
・不要な機械類など

まずはお気軽にご相談ください。

農業支援の
デール・カデー

田布施町周辺を中心に地域密着で営業中。
無料出張査定はお電話にて受付しております。
くらしの便利帳を見たとお伝えください。

☎ 090-8241-9717 担当松村
☎ 0820-50-4394



解体した建物は、
滅失登記をしましょう

- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えます。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

野坂商店

熊毛郡田布施町寿町

(掛け軸・和洋額・絵画・書画・表装etc.)

お気軽にお立寄り
またはお電話ください!

TEL 0820-52-2268
FAX 0820-52-2268

総合室内装飾 いらい

インテリアのこと、なんでもご相談ください!

- ・内装工事(リフォーム etc.)
- ・壁紙、床シート貼り施工
- ・カーテン製作
- ・内装デザインのご提案
- ・図面、3Dイメージ製作

TEL:0820-52-2385

FAX:0820-52-2729(代表 白井花奈)

田布施町波野335-2

大谷建築

山口県知事許可(般-4) 第22969
代表 大谷真澄

お気軽にお問い合わせ下さいませ

田布施町麻郷3428番地51

携帯.090-7378-8406

FAX.0820-55-6122

Instagram.otani_kenichu

編集後記

「田布施町暮らしの便利帳」は、田布施町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として田布施町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「田布施町暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、田布施町の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「田布施町暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和7年11月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

田布施町

Tabuse Town Guide Book

暮らしの便利帳

令和7年11月1日発行

発行

田布施町／株式会社サイネックス



田布施町HP



サイネックスHP



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山口支店

〒745-0861 山口県周南市新地2-8-1

TEL.0834-32-3991

※掲載している広告は、令和7年9月現在の情報です。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



高い技術と品質で
社会を支える

大晃機械工業株式会社は1956年の創業以来、
機械の心臓とも言えるポンプに長年向き合い、その開発・提供を通じて、
産業基盤や公共インフラの発展に貢献してきました。
現在では、先進技術と豊富な実績を活かし、
造船、電気、医療など多様な分野でお客様のニーズに応える
質の高い製品・サービスを国内外に向けて展開しています。

Make a better flow

より良き流れを
つくり出す



Member of  TAIKO HOLDINGS

大晃機械工業株式会社

〒742-1598 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 209-1
TEL: 0820-52-3111(代表)

YouTube

Web

Recruit

